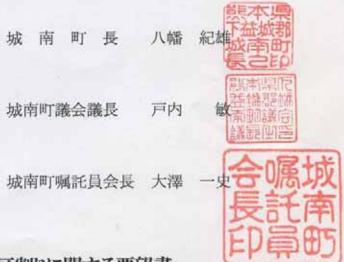
行政区画編成等に関する 要望・陳情・提案等

熊本市行政区画編成等に関する要望・陳情・提案等一覧

	要望等者	西切华生	占
		要望等先	頁
政令指定都市移行時の区割りに関する要望書	城南町長 八幡紀雄 城南町議会議長 戸内敏 城南町嘱託員会長 大澤一史	市長宛	1
西部環境工場施設代替建設に伴う町内への還 元要望書	小島校区第1町内自治会	市長宛	2
要望書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三	審議会会長宛	6
要望書	富合町合併特例区協議会会長 田中栄信 富合町区長会会長 岩永則勝	審議会会長宛	10
第3回熊本市行政区画等審議会開催			
旧北部町の区割りに関する陳情書	川上校区自治協議会会長 恵口健一 西里校区自治協議会会長 松本信一 北部東校区自治協議会会長 林恭三	市議会議長宛	11
行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳 情書	城南町まちづくり推進会会長 松岡鶴男	市議会議長宛	14
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に 関する陳情書	富合町区長会会長 岩永則勝	市議会議長宛	15
行政区画の編成等に関する要望書 行政区画の編成等に関する陳情書	花園校区自治協議会会長 大群憲司 城西校区自治協議会会長 岡山 毅	審議会会長宛市長宛市議会議長宛	16
熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に 関する要望書	富合町まちづくりを考える会会長 野口政之	審議会会長宛	17
第4回熊本市行政区画等審議会開催			
「政令都市区割り」に関する要望書	龍田校区自治協議会会長 杉本三高	審議会会長宛 市議会議長宛	18
市が示した「区割りと区役所位置」案は混乱	日本共産党 熊本地区委員会委員長 重松孝文	審議会会長宛	
を拡大するだけです。拙速に結論を出さず、 市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議 を。	日本共産党 熊本市議団団長 益田牧子 議員 上野美恵子 議員 那須円	市長宛	19
行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書	自由民主党 熊本市議団団長 江藤正行 公明党 熊本市議団団長 鈴木弘	市長宛 審議会会長宛	22
要請書	日本共産党 楠支部支部長 山部京子	審議会会長宛 市議会議長宛	24
第5回熊本市行政区画等審議会開催		市長宛	
第5回熊本市行政区画等審議会開催 要望書	清水校区自治協議会長 坂本一幸	市長宛	
	くまもと未来市議団 団長 下川寛		25 26
要望書 区割りに関する要望書	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信	市長宛市長宛市長宛	25
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 審議会会長宛 市長宛	25
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての 市民説明会に関する申し入れ	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次	市長宛 市長宛 市長宛 審議会会長宛 市長宛 審議会会長宛	25 26 28
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸	市長宛 市長宛 市長宛 審議会会長宛 市長宛 審議会会長宛 市長宛	25 26 28 31
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ 政令指定都市の区割り変更について 区割りに関する要望書	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛会長宛 市長宛会長の 市長宛会長宛 市長宛会長宛	25 26 28
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての 市民説明会に関する申し入れ 政令指定都市の区割り変更について 区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 審議会会長宛 市長義宛会長宛 市長議宛会長宛 市長議究会長宛 市震議究会長宛 市震議会会長宛	25 26 28 31
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ 政令指定都市の区割り変更について 区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関す	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長宛会会長宛 市長宛会会長宛 市長宛会会長宛 市長宛会会長宛 市長宛会長宛 市長宛会	25 26 28 31 33
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ政令指定都市の区割り変更について区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ 熊本市行政区画の編成に関する提案書 要望書	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本地区委員会 委員長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円 公明党熊本市議団 団長 鈴木弘 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎南校区自治協議会 会長 田中保而	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長院宛 市長議究会長宛 市審議長元を表表の会長の市審議長元の会長の市審議の会長の市審議を会長の市審議の会長の市審議の会長の市審議の会長の市審議の会長の市審議の会長の市審議の会長の方のを表する。	25 26 28 31 33 34
要望書 区割りに関する要望書 区割り等に関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ政令指定都市の区割り変更について区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円 公明党熊本市議団 団長 鈴木弘 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 田中保而 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子	市長宛 市長宛 市長宛 帝議会会長宛 市長宛会会長宛 市長義宛会会長の 市長議宛会長の 市番議の会長の 市番議の会長の 市番議の会長の 市番議の会長の 市番議の会長の 市番議の会長の 市番議の会長の	25 26 28 31 33 34
要望書 区割りに関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ 政令指定都市の区割り変更について 区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ 熊本市行政区画の編成に関する提案書 要望書 パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関する住民意見への日本共産党の見解	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 北別門 公明党熊本市議団 団長 鈴木弘 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 町中保而 日本共産党熊本市議団 益田牧子	市長宛 市長宛 市長宛 市長宛 市長の 審議会会長宛 市番議院議 市審議長議 京会会長の 市審議長 京会会長の 市審議長 京会会長の 市審議長 京会会長の 市を議長の 市を議長の 市を議長の 市を表現の	25 26 28 31 33 34 38 60
要望書 区割りに関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ政令指定都市の区割り変更について区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ 熊本市行政区画の編成に関する提案書 要望書 パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関す	くまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団団長 田辺正信 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子 那須円 公明党熊本市議団 団長 鈴木弘 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 田中保而 日本共産党熊本市議団 益田牧子 上野美恵子	市長 墓	25 26 28 31 33 34 38 60
要望書 区割りに関する要望書 「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ政令指定都市の区割り変更について区割りに関する要望書 熊本市の政令市移行に伴う「区割り」に関する申し入れ 熊本市行政区画の編成に関する提案書 要望書 パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた「区割り」に関する住民意見への日本共産党の見解 第6回熊本市行政区画等審議会開催	マまもと未来市議団 団長 下川寛 社民・民主・人 市民連合市議団 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 西原校区自治協議会 会長 緒方正幸 平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹栄次 日本共産党熊本市議団 団長 重松孝文 日本共産党熊本市議団 団長 鈴木弘 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 西田耕造 田迎校区自治協議会 会長 町中保而 日本共産党熊本市議団 益田中保而 日本共産党熊本市議団 益田サテー 上野美恵子 那須円 マ和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会	市長宛 市長 一	25 26 28 31 33 34 38 60

城企財第644号 城 議第214号 平成21年10月13日

熊本市長 幸山 政史 様



政令指定都市移行時の区割りに関する要望書

秋麗の候、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、先の9月県議会において熊本市と城南町の合併に伴う廃置分合議案が議決され、来年3月23日の合併に向け着実に準備も進められているところですが、合併協議開始からこれまでの間、市長をはじめ市当局におかれましては、多大なる御支援と御協力をいただきましたことに改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、今回の合併により、政令指定都市への移行は確実であり具体的な協議、検討が進められていることと存じますが、これまで合併協議を行ってきた中で、第7回熊本市・城南町合併協議会において本町委員から政令指定都市に移行する際の区割りに関する要望が出されております。この要望は、昨年合併されました旧富合町と本町とは隣接しており、地域の一体性から見ましても昔から農業関係事業をはじめ色々な分野で連係・協力さらには交流を行っており、現在もその関係は変わっておらず、地理的に見ましても合併前の市域とは緑川を隔てており、富合・城南地域を一つとする区割りを行うことが合理的であるというもので、各種組織(団体)からも同様の意見が多数寄せられています。

つきましては、行政区画等審議会にて区割りを決定されます際には、以上のことを 踏まえた区割りを行っていただきますよう要望します。

西部環境工場施設代替建設に伴う 町内への還元要望書

平成 21 年 12 月 3 日 小島校区第一町内自治会

西部環境工場施設代替建設に伴う 町内への還元要望書

西部環境工場施設代替建設に伴う、町内への還元としての要望を、自治会主催に よる臨時総会を下記の日程に於いて開催し、住民の意見を集約したものを要望書 として提出致します。

記

日 時 平成21年11月1日(日) 午後7時より

会 場 小島上町公民館

議 題 西部環境工場施設代替建設に伴う

町内への還元施設等の要望について

[要望事項]

1.入浴施設の設置

施設に対する付帯要望として

- ① 災害時に、安全をいち早く確保出来る確実な避難所 として、対応出来る設備も含めた建設をして頂きたい。 (設備内容の要望)
 - 1. 災害時、避難所として利用するため、台所や数多くのトイレ設置。
- ② 東部工場にある、三山荘の入浴施設よりも広くて 更に、高齢者が安心して入浴出来る設備を含めた 建設をして頂きたい。

(施設内容の要望)

- 1. 手すり付きで、手足の不自由な方も入浴出来る浴場。
- 2. 入浴後のリラックスルーム。
- 3.カラオケや踊り等が出来る大広間。
- 4. 趣味等の活動が出来る和室。
- 5.50 名程度の収容出来る会議室。
- 6.健康増進に繋げる(スポーツジムみたいな)多目的ルーム。

建設場所として

- ① 西部市民センターの西側地 (理由)・交通の利便性。
- ② 西老人福祉センター
 - (理由)・交通の利便性。
 - ・高齢者は遠い所に歩いて行くのは無理 日常的に使いなれている所だから。

2. 道路拡張

拡張場所として

① 鉄塔のある道路 (通称:3号線よりL型)より 御坊山へ向かう道路。

(理由) 一般車両の離合も、儘にならない実状であり 特に、緊急事態が発生した場合危惧致します。 日常生活に、安心と安全な環境を有するために 緊急車両の通行路として、6メートル幅の 道路に拡張して頂きたい。

3. 町内の環境整備

環境整備箇所として

① 御坊山の公園化

(理由) 私達の町内に於いては高齢化が進み、お年寄りが 憩える場所又散歩する場所もなく、更に子供達が 伸び伸びと遊べる場所がないために

- 1. 御坊山周囲の道路舗装
- 2. 御坊山周囲に防犯灯設置
- 3. 水道設備
- 4. 足湯の設置

等の設備をお願い致します。

② 町内の使用道路の舗装

(理由) 町内の使用道路数箇所於いては、コンクリート 舗装がひび割れて陥没し、そのために段差が出来 危険な状態であるために、アスファルト舗装を お願い致します。

4. ゲートボール・グランドゴルフが出来る場所と足湯の設置

場所として

① 現在の工場を解体した跡地

(理由) 老若男女、屋外に於いて楽しくスポーツが出来 更にスポーツ後足湯に入れる場所を造ってほしい。 解体後更地にすることで、二十数年後に工場 建替えが支障なく行えるのでは。

5. 地元野菜等を販売出来るコナーの設置

場所として

① 還元施設用地内

(理由) 私達の地域は農業地帯であり、そこで収穫 された新鮮な野菜等を販売する事で、地域の 活性化に繋げるのでは。 以上をもち住民による要望事項を、遅れている上町一町内の発展と活性化を図るために、是非々受け入れて頂きます事を切にお願い申し上げます。

6. 町内自治会長としてのお願い

今回建設される環境工場に於いては、将来に繋げて往く良好な環境工場として 住民との信頼関係が保たれるよう市と住民が一体となって、ざっくばらんに、意見の 交換が出来る場を確保して頂く様お願い申し上げます。

又今回の事業に於いて、施設の性格上様々な不確定情報が交錯し、地域が混乱する 結果となったことから、次の建設計画を立てられる際には、今回の反省を教訓に 出来るだけ早い段階から、地元住民に十分な説明を行い、協議をすることをお願い 申し上げます。

それから私達の地域 (上町一町内) の集落に於いては、市街化調整区域であり 更に、農耕地域に於いては農業振興地域でもあります。

これは、国土資源に寄与する事を目的とした政策だとは思いますが、目下の状態に 於いては、農業従事者が高齢となり、更に農業後継者も多くはない実状であります。 将来このままの現状が持続するならば、希望が持てない地域になるのではと、町内を 与る自治会長として慮るところであります。

そこで、本市の政令指定都市移行後の区役所の位置について、マスコミ等で常に 報道されていますが、私達住民としては、現在の支所が西部地区の区役所として 位置することを切に願っているところであります。

因って、現在の支所が区役所として位置するならば、それに関連したいろんな施設の 建設が行われるのではと期待を膨らませているところです。

従って、一町内自治会長として、住民が希望を持って暮らせる町、更に将来を担って 往く子供たちのためにも夢が抱けるような環境を推進するため、これを機会に多くの 施設の建設が行われ実現出来ますことを、切にお願い申し上げたいと思います。 遅れている上町一町内の発展のために、何卒宜しくお願い申し上げます。

> 平成 21 年 12 月 3 日 小島校区第一町内 自治会長 河田 哲昭

会 長 桑原隆広 様行政区画等審議会

北部東校区自治協議会 会長 林 恭三郎西里校区自治協議会 会長 松本信息 四三校区自治協議会 会長 敖中信

更 改王 書目

要 第 書

指定都市へ向けての準備作業が進められています。本市への合併が決まり、平成二十四年四月一日の政令いよいよ植木町と城南町が平成二十二年三月に、熊

大変なご苦労と心労を頂いています。区役所の区割り、その他一番重要な事項をご審議され、熊本市行政区画等審議会の皆様はその中核となる

るのでございます。今指定都市新熊本市誕生へ大きな期待を見守ってい熊本市民にとって一番関心の深い問題でもあり、政

『行政区画等審議会』で審議する事になっております。いうことが決まっており、行政区の区割りについては案承認として『区役所の位置を植木町庁舎とする』とる審議があり、同年五月二十五日付きの協議会では原平成二十一年四月二十日の政令指定都市移行に関すっきましては、次の事項について要室申し上げます。

してのまちづくりに取り組んでまいりました。併以来熊本市のベッドタウンとして又は北の要衝と私たち旧北部町住民は、平成三年二月一日熊本市合ここで旧北部町住民としてお願いがございます。

ます。りの区役所の位置を考慮してもらいたいと願ってい场北、榆木、麻生田、楠、武蔵や龍田町等の北の区割今回の私たち北に位置する住民としましては、高平

いかと危惧されます。不使となり、住民サービスに大変支障があるのではなのまちづくり事業にとっては逆の方向となって甚だスや高齢者関係の深い福祉業務、農政や商工行政など可』となれば交通アクセスも悪く、日常の窓口サービ現在決まっています『区役所の位置が現在の植木

を審議いただきますよう、要室申しあげます。旧北部地域住民の意向を考慮いただき、区役所の位置にれらを考慮いただき、区役所の位置これらを考慮いただき、責行政区画等審議会では、

行政区画等審議会会長 桑原隆広 様

北部東校区自治協議会 会長 林 恭三郎西里校区自治協議会 会長 松本 信一川上校区自治協議会 会長 惠口 雙一

平成二十一年十二月三日

量話室

熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様

きがけ熊本市との合併を選択いたしました。

現在、熊本市行政区画等審議会において、本市の政令指定都市 移行に伴う行政区の区割り等を審議されていることと存じます。 旧富合町は、合併に際し紆余曲折を経て、最終的には熊本市へ の通動通学率や買い物率等が示すとおり熊本市と生活圏が一体で あること、熊本市が政令指定都市となることにより、熊本市の発 展がひいては富合町の発展に繋がること等、熱慮を重ね他町にさ

つきましては、富合地区の区割り等に関しましては、このよう な合併の経緯をご高察いただきまして、富合地区の住民サービス を低下させないこと及び同地区の活性化に特段のご配慮をいただ

きますよう要望いたします。

平成二十一年十二月三日

富含町合併特例区協議会 邻最 田中 富合町区長会 会長 那米

陳情書旧北部町の区割りに関する

心から感謝申し上げます。発展の為、ご尽力いただいておりますこと、熊本市議会の皆様には、日頃より熊本市

本市誕生へ、大きな期待を持つことでござらの深い問題でもあり、政令指定都市新熊は全の事びであると共に、一番関の準備作業が進められています。このこと平成二十四年四月の政令指定都市へ向けてニキニ年三月に熊本市への合併が決まり、平成

います。そこで旧北部町住民としてお願いがござ

り組んでまいりました。して、又は北の要衝としての街づくりに取熊本市合併以来、熊本市のベッドタウンと私たち旧北部町住民は、平成三年二月

でではないかと危惧いたしております。 不便となり、住民サービスに大変支障がある 係の深い福祉業務、農政や商工行政なって甚だらは強の方向となって造災の方向となって造だられまります。 もしも、この植木町役場を利用する行政などの 植木町役場とする』と決められてなります。 町との合併協議会において『区役所の位置を そのような中、本年五月二十五日の植木

んでおります。
が、最後の決定は市議会でなされると聞き及ぼ、最後の決定は市議会でなされると聞き及画等審議会』で案を作成されているようです行政区の区割りについては、現在『行政区

上げます。 編入していただきますよう、切にお願い申し麻生田、楠、武蔵や龍田町等の北の区割りにたとえば北部と隣接した高平、城北、楡木、ただき、住民の利便性を最優先にした行政区、どうぞ私共旧北部町住民の心中をお察しい 平成二十一年十二月十一日



驚 長 竹 原 孝 昭 様熊本 市 議会



熊本市議会議長 竹 原 孝 昭 様

行政区の区割り及び区役所の位置に関する陳情書

【陳情の趣旨・理由等】

現在、新聞やテレビ等の報道でたびたび取り上げられ注目されております中で、熊本市行政区画等審議会において、政令指定都市移行に伴う行政区画の編成及び区役所の位置等について慎重に協議いただいているところでございます。

この区割りの問題につきましては、様々な基準と多角的な視点で捉え 決定する必要があると聞いています。そのような中、城南町と旧富合町 においては古くからのつながりと一体性があること、あるいは、市域と 緑川で隔てるといった地理的特性があるということは、区割りにおける 大きな判断要素であると思われます。

また、この区割りに関しては城南町長と議会議長及び嘱託員会長より旧富合町と城南町で区を設置していただきますよう要望書が提出されたと聞いております。

幸い、今回の区割りにより設置される区役所については大区役所を考えておられるようでありますので、私たち城南町民の要望どおり城南町と旧富合町を一つの区割りとして認めていただき、更には城南町に大区役所を設置していただきますなら、隣接する旧富合町の住民の方々はもとより、合併に関する不安を未だ抱える城南町民に対しても、現在の総合支所や区割り後の出張所より、はるかに充実した住民サービスの提供が可能となることは明らかで、ひいては、新市の南部地域の発展にもつながるのではないかと思います。

さらには、城南町が熊本市との合併に向け一致団結して取組んで来た ことは、市町村の合併の特例等に関する法律の期限内に政令指定都市と なる要件を満たすことに大きく貢献したものとも思っております

つきましては、貴市議会におかれましても今回の区割りに関しては、 このような状況を考慮いただきますとともに、格段の配慮を賜りますよ う陳情いたします。

平成21年12月14日

住 所 熊本県下益城郡城南町隈庄 261-1 団体名 城南町まちづくり推進会

代表者 会長 松 岡 鶴

陳情第87号

熊本市議会議長

竹原 孝昭 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する陳情書

(陳情の趣旨)

富合町は昨年 10 月 6 日に熊本市と合併し、新熊本市の一員となったところでございます。

合併に当たりましては、宇土市や城南町との合併も選択肢に挙がっていたところで ございますが、熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圏や熊本県の発展ひいて は富合町の将来の発展にも繋がるとの理由から熊本市との合併に至った経緯がござ います。

さて現在、熊本市行政区画等審議会において、本市の政令指定都市移行に伴う行政 区の区割り等を審議されている中、各方面から区割りに関し様々な要望が寄せられて いると聞いております。

富合町といたしましては、この区割りに関し隣接町であります城南町とは、歴史的、 地理的、人的繋がりが深く、同じ区となることに反対するものではありませんが、2 町だけによる区割りは前述の合併の経緯からして住民の間に不満の声も多く承服で きません。

つきましては、今回の区割りに関しましては、2町による小さな区割りではなく、 先の審議会で承認されました概ね10万から15万人の区割りに沿って、隣接する旧 熊本市を含めた広い地域による区割りを陳情いたします。

平成 21 年 12 月 21 日

富合町区長会

会長 岩永 則勝





熊本市行政区画等審議会 会 長 桑 原 隆 広 様

花園校区自治協議会 会長 大群 憲

城西校区自治協議会 会長 岡山

行政区画の編成等に関する要望書

「花園まちづくり交流室管内の小学校区(花園校区、城西校区及び池田校区。 以下「当校区」という。)は、隣接する一新校区及び壺川校区、並びに城東校 区等と同一の行政区に編成していただくよう要望します。」

【理由】

私たちの校区は、大正10年6月1日、大熊本期成会に呼応した1市1町10村の合併により熊本市の一角を形成することとなり、以来、一新校区、城東校区及び壺川校区等と共に発展し、今日に至りました。

バスや電車など交通体系も、一新校区、城東校区及び壺川校区と一帯となっています。仮に、現市庁舎が中央区役所となる場合には、当校区にとっては、中央区役所が最も交通アクセスが良好で利便性の高い場所となります。

又、城西校区は一新校区と中学校を同じくし、池田校区と花園校区は、井芹中学校が新設されるまでは壺川校区と中学校を同じくする等、住民相互の交流も活発であります。

そして、花園校区、城西校区及び池田校区は、花園まちづくり交流室の管轄 区域に属し、密接な住民交流、文化交流が行われています。

熊本市行政区画等審議会では、熊本市長の諮問を受けて政令指定都市に移行する際の行政区画の編成及び区役所の位置について審議されています。

申すまでもなく、「行政区がどのように区画されるか、新たに設置される区役所の位置はどこになるか。」は、政令指定都市移行後の住民生活や地域自治活動に多大な影響を及ぼす問題であり、審議会では、最大多数の市民の意向を反映させるべく慎重な審議を重ねているものと推察します。

私たち校区自治協議会としても、区割や区役所の位置は最大の関心事であり、区割等に関する勉強会を重ねると共に、住民の意向聴取に努めてまいりました。

結果、当校区住民多数の意向は、地域の生い立ちの歴史的経緯及び生活利便性の観点から、大正10年の合併で大熊本市を形成するに至った地域と一体となった行政区画の形成であります。

行政区画の編成及び区役所の位置は、何よりも地域住民の生活利便性や地域の繋がりを最優先に決定されるべきであります。

つきましては、行政区画等審議会において答申案を検討されるに際しては、 以上ご賢察いただき、地域住民の意向に格段のご配慮を賜りますよう要望いた します。

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原 隆広 様

熊本市の政令指定都市移行に伴う区割り等に関する要望書

(要望の趣旨)

富合町は昨年10月6日に熊本市と合併いたしました。

合併に当たりましては、宇土市との合併協議会解消後、城南町との合併も考えられましたが、双方の町議会が否決したという事実がございます。

そのような中、富合町は熊本市が政令指定都市になることが熊本都市圏や熊本県の 発展ひいては富合町の将来の発展にも繋がるとの理由から、政令指定都市移行への尖 兵として熊本市との合併を選択したところです。

そしてその結果が、今回の植木町や城南町との合併、そして政令指定都市への移行 へ繋がったものと自負しているところでございます。

さて現在、貴会におかれましては、本市の政令指定都市移行に伴う行政区の区割り 等を審議されている中、各方面から区割りに関し様々な要望が寄せられていると聞い ております。

富合町民といたしましては、この区割りに関し隣接町であります城南町とは、歴史 的、地理的、人的繋がりが深く、同じ区となることに反対するものではありませんが、 2町のみによる区割りは、前述した経緯からして熊本市との合併前に後戻りするもの であり、到底納得できるものではありません。

また富合町は、昔から隣接している川尻や天明などとの交流も深く、緑川で一律に 線引きされることにも違和感を覚えます。

つきましては、今回の区割りに関しましては、2町による小さな区割りではなく、 先の審議会で承認されました概ね10万から15万人の区割りに沿って、隣接する旧 熊本市を含めた広い地域による区割りを要望いたします。

平成 21 年 12 月 22 日

富合町まちづくりを考える会

会長 野口 政之

NO 1 平成21年12月27日

熊本市行政区画等審議会 会長 桑 原 隆 広 様

> 龍田校区自治協議会 会長杉本三直 事務局下村吉女龍田校 23構成団体長一届日本会

「政令都市区割り」に関する要望書

師走も押し迫りました繁忙なこの日に、突然の要望書提出となり恐縮に存じます。

日頃は、幸山市政の諸課題に強力に支援してまいりました龍田校区でございますが、この度の政令指定都市への移行が行政区画等審議会において、「区割り案・5区制・6区制案」が提示されたとの報道に、校区住民は最も重要で関心度も高く各団体役員に意見が上がってくるのでございます。一方団体長会でも其の都度注視していたのでございますが、政令都市誕生の祝賀ムードとは別に「6区案」実現の暁には、子々孫々まで長い将来において喜びが半減するのではと思います。先日の団体長会においても「6区案」要望が可決となり、提出の運びとなりました。

何卒、校区住民・地域住民の要望をお汲み取りの上採用されますよう切望致 します。

要望内容は、次の通りです。

- 1、お願いしたい現在の区制案については、「6区制案」を支持します。
- 2、予定されている北方の区役所へのアクセスを開所までに改善して 欲しい。巡回バスの検討、 区のでのでする。この本担は

区役所の駐車スペースの確保は、

- 3、現在の本庁が中央区役所となった場合、仮に清水区役所の龍田の 者が中央区役所でも賭手続きができるか。(現在交通アクセスは本 庁へは良好)
- 4、現在の龍田市民センターの事務分掌を残す。
- 5、龍田校区を含めた龍田地域5校区、楠、武蔵、弓削、楡木が、年 間合同行事(地域市民の集いと、宮本武蔵顕彰祭)催事している ので分割しないようにお願いします。

熊本市行政区画等審議会

会長 桑原 隆広 様

市が示した「区割りと区役所の位置」案は混乱を拡大するだけです。 拙速に結論を出さず、市民への説明と意見を聞いた上で慎重審議を。

2009年12月28日

日本共産党 熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党 熊本市議団

団 長 益田 牧子

議 員 上野美恵子

議員 那須 円 日本

1、今月22に開催された第4回熊本市行政区画等審議会に、「区割りと区役所の位置」について(市)事務局から「6区案」と「5区案」が示されました。しかし、審議会では意見百出してまとまりませんでした。当然です。あまりに問題が多すぎ、一致点を見出すのが困難であるだけでなく、肝心の市民の理解が得られるものとはなっていないからです。

ところが、次回の2010年1月5日の第5回審議会でとりまとめるかのような報道がされているため、大変心配しております。審議会委員の皆様にとっても、多忙な年末年始を含め、わずか2週間足らずでまともな検討が出来るはずもないと思います。政令市になって市民の利便性と行政の効率性が向上するかどうかの「要」をなす「行政区画と区役所の位置」については、いったん決定すれば、余程大きな問題が生じない限り、数拾年のスパンで継続し、まさに歴史的大事業です。慎重の上にも慎重を期すことが求められています。来年3月までに取りまとめるためには時間がないなどの理由で、熟度が足りないとわかっていながら、見切り発車すれば取り返しのつかない事態に直面することは必至です。

したがって、拙速に結論を出さずに、市民に十分説明し、意見を聞くこと、とくに利便 性が低下すると考えられる地区の住民には、より丁寧な説明と、十分な意見聴取を行った 上で、とりまとめにあたっていただきますよう強く要望するものです。

2、今回、市から提示された「5 区案」と「6 区案」について、絶対に容認できない重要な問題が含まれています。

それは、植木および城南・富合に区役所を設置することが大前提となっているために生じている問題です。このような前提を置くこと自体、審議会の委員の皆様には、大変失礼な話だと存じます。合併町との法定協で、市長が区役所を当該町におくと約束して、「区割りと区役所の位置」を諮問するなど、本来、あってはならないことです。こんな大事な問題で、審議会での自由な審議が阻まれれば、将来に禍根を残すことは明白です。「植木に区役所を設置」するという問題についても、審議会としては参考意見として受け止めて、審議を進めればいい問題ではないでしょうか。現に、審議会での江藤委員(市議会の合併

政令市推進特別委員会委員長として法定協に参加)の発言と市事務局の見解が異なっていることでもわかるように、植木や富合・城南地域だけで区役所を設置するのか、隣接する熊本市域も含めた広い地域で区割りされたときでも当該地区に区役所を置くのか、明確にしていなかったのです。そのことを曖昧にしたまま、とにかく合併を推進するために「植木に必ず区役所を置きます」と幸山市長が法定協で約束しているだけの話です。法定協でもそれ以上の事は決めていません。もちろん検討の過程で、旧北部町と植木町の範囲で区が設けられるとしたら、どちらに区役所を置くことが合理的かの研究では、植木町役場庁舎の活用も含めて、植木に置くほうが合理的との検討結果が出ていますが、そのことはそれ以上でも以下でもありません。ましてや、今回の提案にあるような、楠、武蔵ヶ丘・弓削地域までも含めた区割りで、植木に置くことが合理的との検討は一切なされていません。もし、そういう検討をするのであれば、そうした地域住民にも説明をしながら、検討されなければ、住民不在といわれても仕方がないでしょう。

ところが、今回の提案では、どのような区割りになっても、植木と富合・城南に区役所を置くことが合併時の約束であるとの前提に立ったものとなっており、それを審議会に押し付けようとする意図が見え隠れしています。こうした異例の前提を置いているために、5区案では、楠・武蔵ヶ丘・龍田・清水など北部地域の市民は植木の区役所へ、田迎・日吉・御幸・川尻など南部地域の市民は富合の区役所へ行かなければならなくなります。当該地域の住民にとって、提案自体が「青天の霹靂」であり、利便性が大幅に後退し、これまで積み上げてきた地域活動が壊されてしまいます。絶対に納得できるはずがありません。これを無理やり通そうとすれば、「市長が植木と約束したからやむを得ない」と説明する以外にありませんが、そんな住民無視の行政は許されていいはずがありません。

したがって、結論から言わせていただけば、審議会としては、合併地域も含めて、どういう区割りをして、どこに区役所を置くことが、最も適切なのかを審議すればいいのではないでしょうか。「植木に区役所を置く」という市長の約束は、無視をする必要はないと思いますが、それを絶対視することは、公正・公平な区割り審議に逆行することになりはしないでしょうか。もし、審議会が「植木以外に区役所を置くことが妥当」と答申した時、市長がどういう意見を添えて市議会に提案するかは市長の権限にかかわることです。

3、今回の区割りと区役所設置案の提案の中で、突如持ち出されてきた出張所の位置付けと 具体的機能には看過できない重大な問題が含まれています。今日まで「地域づくり、まち づくり」の拠点となってきた総合支所・市民センターを廃止し、出張所とすることが提案 されています。しかし、この問題について、これまで市議会の一般質問や、委員会等でお たずねしても、検討中ということで、どういう方向で検討しているか、明確な答弁が返っ てきませんでした。ところが、今回、市事務局が示した「比較表」を見てみますと、6 区 案であれば、出張所は「公民館・証明書交付業務のみ」、5 区案であれば、「現行市民セ ンターの機能が維持できる」などと説明されています。委員の皆さんとしても、こんな大 事な問題が突然持ち出されて戸惑っていることと存じます。

そもそも、市民生活に重大な影響を与える問題を、区割り案に付随するかたちで提案すること自体、容認できることではありません。しかも、6 区案と5 区案とで、出張所の位置付けがまったく違ってくるということも、だれがどこで検討した結果、こんなことになったというのでしょうか。議会には全く報告もされていません。まるで、今回の提案は、「5 区案であれば、市民センターはこれまで通りでいいですよ。しかし、6 区案を選択すれば、単なる窓口業務だけの出張所になりますよ」と、5 区案に誘導するために使われているとしか考えられません。たった一つ区役所が増えるだけで、いちばん身近な市民センターに、こんな重大な格差をつける権限は事務局に与えられているはずもなく、区割り審議会の審議に大きな影響を与えるようなことも許されません。この問題は、それぞれの設置条例を根本的に変えることとなり、文字通り、市民ぐるみで論議し、市議会で納得のいく結論を出すべき大問題です。これまで幸山市長は「政令市になれば、区役所が出来、利便性が大幅に向上する」と説明してきていますので、「区役所が遠くなったうえ、窓口業務だけの出張所しかなくなる」という説明をすれば、だれもが裏切られたと思うことでしょう。

とくに、旧飽託4町のみなさんにとって、総合支所中心のサービスを受けてきたわけですから、それが、突然「窓口業務のみ」となることを知れば、怒りと批判は大きく広がることは火を見るより明らかです。これらの地域と大規模な合併をすすめた際の協議において約束した、「総合支所としてサービスを低下させない」ということを反古にしてしまうことになり、到底理解は得られないでしょう。

今回の区割りと区役所設置の検討にあたっては、出張所の在り方をセットにするのでな く、政令市がスタートするまでに、時間をかけて、市民だれもが納得する論議を進めるべ きだと考えます。

4、最後に、わが熊本市は、長い時間をかけて「自治基本条例」を策定しました。市民生活に最も直結する「区割りと区役所設置問題」が、この条例の趣旨に沿って、市民参画ですすめられるように最善の努力を尽くしていただきたいと存じます。

その点で、私どもが一番心配しているのは、市の側が審議会の皆さんに対して、「急がないと間に合わない」といって、追いたてていることです。3月までに結論を出すことが 先にありきで進行しているように見えます。

この点では、ぜひとも、審議会の中で、運営・進行についても、皆さんが納得いく論議 をしていただきたいと思います。

また、審議会で取りまとめてから市民に説明するというのでなく、2 つの事務局案が示された現時点で、徹底した住民説明会を開いて、市民の意見を聞く時だと思います。なにとぞよろしくお願いいたします。以上

熊本市長 幸山 政史 殿

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 殿



行政区画編成の検討にあたっては、拙速は避け、市民等への説明と意見を聞きながら、慎重に審議することを求める要望書

熊本市では、平成24年の政令市移行をめざして、諮問機関として熊本市行政区画等審議会(以降、審議会と称する)が設置され、行政区画等が検討されています。

この第4回審議会で、事務局から2案が示されたことから、議論が紛糾しまとまらず、会長からは次回までに持ち帰り検討するよう委員に要請があり、次回の1月5日の審議会で取りまとめるかのような報道もなされており、拙速感は否めません。

そもそも行政区画(区割りと区役所の位置)の決定は、政令市移行後の、新熊本市の都市整備、まちづくりなどの方向を左右するだけでなく、県都として、更には九州の牽引役として熊本市が発展していけるかどうかをも左右しかねない、大変重要なものです。

この行政区画については、市民等の関心は非常に高く、熊本市議会には、昨年12月に 入って各自治協議会や諸団体から5件(約30団体)にも及ぶ陳情書が提出されております。 また市議会でも説明がないとの不満の声も多く聞かれ、直接影響のある熊本市民や議会、 諸団体等への説明と意見を聞くことなく、数回の審議会で決定しようというのは、拙速以外の なにものでもありません。

なぜ、こうまでして拙速に意見集約を図らなければならないのでしょうか。

勿論、平成24年春からの政令市移行という熊本市の目標があり、限られた期間内での対応が求められていることは充分理解していますが、審議会に、2月までの区割り案の答申を求めるというスケジュールそのものに、大変な無理があるといわざるを得ません。

19番目として今春に政令市指定をめざす、直近の相模原市の例で見ると、審議会が区割

り案の答申をしたのが平成20年7月、区名案の答申は平成21年1月です。

このことからも、熊本市は本年2月までの区割り案の答申にこだわる必要はありません。も し、区役所を設置する際に、新たな土地の取得が必要であるということが理由であれば本末 転倒です。

また第4回審議会でも、委員の中から、事務局が提示した素案だけなのかとの意見も出されていたように、各素案について、客観的かつ詳細で、多角的な比較資料が提示されておらず、委員が比較検討できないなど、事務局の説明不足、準備不足と言わざるを得ません。

やはり相模原市の例でみると、審議会開催の前に、行政として4案の素案を提示し、平成2 0年1月から2月の2ヶ月間をかけて、26ヶ所の市民説明会の開催と、同時期に市民意見の 募集を行い、審議会は、その市民意見の反映に努めながら3区とする区割り案を答申してい ます。

特に重要なのが、市民説明会で、本庁、区役所、総合事務所(出張所)のイメージを明確 にし、その上で拠点性(人口分布、事業所分布、人の動き、)や既存行政区域(警察、消防、 保健福祉、土木等)の尊重や、先行政令市との出張所機能等の比較、区役所の位置につ いての効率性(拠点性、利便性)、将来まちづくり計画との比較など、各素案について、丁寧 な説明が市民や議会などになされたことです。

さて熊本市では、昨年4月に、熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」を策定し、めざ すまちの姿として「湧々都市(わくわくとし)くまもと」、~九州の真ん中! 人ほほえみ 暮ら しうるおう 集いのまち~を、打ち出しました。

この「第6次総合計画」の特徴の一つが、都市整備の方針として、中心市街地の他に、地域生活圏(地域拠点と生活拠点)を設定し、これまでにない多角連携型都市構造をめざしたことです。現在、熊本市では熊本大学に委託して、都市マスタープラン地域別構想策定のための、人の動きに関する基礎調査を実施し、分析を進めているとも聞き及んでいます。

こうしたことからも、政令市をめざす熊本市の将来に禍根を残さないためにも、行政区画 編成の検討にあたっては、拙速は避け、幅広い選択肢と、客観的な各種資料を提供し、市 民、議会等への説明を行い、意見を聞きながら、慎重に審議を進めるよう、強く要望します。

事祟強

ないまま、審議会で批速に決められることに反対致します。納得いかない政令市区割り案、「行政区画と区役所の位置」について、住民の知ら

行い、慎重に審議をすすめられることを要請致します。熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴取を

一、住民の声を聞かないまま、決めてしまう市のやり方に納得いきません。

て大変不便になります。役場となるので、私たちが住む、龍田・楠・楡木武蔵等 北部地域市民にとっしています。5区案の方が有力とみられていますが、その場合区役所が植木町始を挟んで、年明けすぐの一月五日、市行政区画等審議会で決められようとそれも年末の忙しい時期、十二月二十三日の新聞報道でした。それを年末年「政令市区割り案」について、私たちは突然知り、驚いております。

り交通の便も悪いところです。ここ(龍田・楠・楡木・武蔵等 北部地域市民)から、植木はそうとう離れてお

特に、足の便を持たない高齢者や交通弱者にとって、とても大変なところです。

取を行い、慎重に審議をすすめられることを要請します。二、熊本市行政区画等審議会で決める前に、住民への丁寧な説明と十分な意見聴

政令市になったとき、住民サービスが後退することは容認できません。「行政区画と区役所の位置」は、住民生活にとって、重大な影響を与えます。

て下さい。市がスタートするまでに時間をかけて、住民だれもが納得する審議をすすめ市は三月市議会前までにと、審議を急がせていますが、そうではなく、政令

二〇一〇年一月四日

支給表出部前三日十月三日十月三日本天產房衛支部

桑原隆広 様熊本市行政区画等審議会 会長

要望

清水校区自治協議会長 坂本一

NAO

やめいか。

三、清水地域内に区役所が設置不可能な

熊本市の政令都市移行に伴う区の地域割

一、清水地域が所在する区は、清水地域

を中心とした区割りとすること。

二、区役所は、清水地域内に設置する

について、左記のとおり要望致します。

場合には、清水饺区は中央区に編入

以上のとおり要望致します。

平成二十二年一月六日

熊本市長 幸山政史 镞

熊本市長 幸山政史 殿

くまもと未来市議団

団 長 下川 寛

社民・民主・人 市民連合市議団

団 長 田辺 正信

区割りに関する要望

政令指定都市移行について熊本市議会はその必要性を認識し特別 委員会を設置し論議を進めており、また市長は区割り・区役所の位 置などを諮問するための「区割等審議会」を立ち上げられました。 この区割りに関して、私達は議会が選挙事情などを背景にした意見 を主張していけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考 えの下、今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし、一部では慎重に取扱うべきという声がある中、残された時間は限られています。したがいまして、市長におかれましては、迅速に区役所・支所等ならびに財政等の正確な情報提供のうえ市民の意見を聞き、審議会当初の決定事項を堅持しながら、世界に羽ばたく熊本県都としてふさわしい政令指定都市となるための「区割り案」を早急に取りまとめていただく事を要望いたします。

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 殿

> 平成22年 1月12 社民·民主·人 市民連合市議師民連合 司長之印

区割り等に関する要望

政令指定都市移行に向けて熊本市議会は、その必要性を認識し特別委員会 を設置し論議を進めており、また市長諮問を受け、区割り・区役所の位置な どが貴審議会で議論が進められております。

私達は、この区割りに関し議会が選挙事情などを背景にした意見を主張していけば熊本の将来に禍根を残す事となりかねないとの考えの下、今は審議会の経過を見守る事としています。

しかし、一部では慎重に扱うべきという声がある中、残された時間は限られています。したがいまして、貴審議会におかれましては、今後開催される住民説明会における市民の意見を踏まえるとともに、審議会当初の決定事項を堅持しながら、73万熊本市の均衡ある発展、更にはより身近な行政サービスの構築など、政令指定都市移行の有益性を市民が実感できる「区割り案」を早急に取りまとめていただくことを要望いたします。

以上

熊本市長 幸山 政史 様 熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様

2010年1月12日

「行政区画編成・区役所の位置」についての市民説明会に関する申し入れ

平和と民主主義、くらしを守る熊本市民連絡会 代表 井芹 栄次 熊本市大江 5 丁目

政令指定都市移行に伴う行政区画編成・区役所の位置に関する協議が、熊本市行政区画等審議会(以下「審議会」)において進められています。昨年 12 月 22 日の第 4 回審議会には、事務局(熊本市)より 5 区案と 6 区案のたたき台が示され、今年 1 月 5 日第 5 回審議会を経て、5 区案 6 区案の両案併記のかたちで市民説明会が行われるはこびとなりました。

いうまでもなく、行政区画の在り方や区役所の位置については、政令市移行 後の市民の利便性と行政効率、さらには地域の特性を活かしたまちづくりの在 り方に大きく影響を与えることから、市内各地域また諸団体より慎重な審議を 求める要望はじめ多岐にわたる意見・要望が寄せられているところです。また、 審議会の議論においても、5 区案 6 区案についての様々な意見とともに、二者択 一に制限されない立場での発言も少なくなく、まさに市民的な議論はこれから 本格的に行われる段階かと思います。

行政区画の在り方・区役所の位置に関する議論が、自治基本条例の理念でも ある市民参画の立場で進められるよう、また第5回審議会までの議論を通じて 明らかになった点が説明会に正確に反映されるよう以下の点を要望するもので す。

1. 市民説明会は、校区単位で行い、より多くの市民参加が保障されるよう 昼と夜の時間帯で行うなど、最大限の配慮を払うこと。

1月26日から2月4日にかけて、熊本市内、城南・植木両町内の19か所で市民説明会が行われます。しかしながら、熊本市の将来に関わる重大な課題であるにもかかわらず、わずか19か所の開催にとどまり、時間帯についても高齢者が参加しにくい夜の時間帯のみとなっています。これでは、市民意見を最大限集約することは困難であります。せめて校区単位でのきめ細や

かな説明会を行うと同時に、市民の知る機会・発言の機会を保障するためにも、昼と夜の時間帯で行うなど最大限の配慮を払うべきです。

2. 行政区画等審議会の議論を踏まえ、5 区案・6 区案の二者択一でなく、「財政効率」「出張所機能の向上」等の点から、3 区案・4 区案も参考案として示し、市民の意見を聞くこと。

2 つのたたき台についての意見集約を行った第 5 回行政区画等審議会においては、様々な角度から意見が出されました。両案についての賛否を明らかにした委員ばかりではなく、さらなる議論を進めるべきであるとの意見も含め 9 名の委員が二者択一の立場をとらなかったことは大変重要であります。

審議の特徴として、5 区案の優位性を財政の面、さらには出張所機能の点から述べられていた委員の方も少なくありませんでした。そもそも5 区案・6 区案の根拠の一つが、一区あたり10万人から15万人とした人口要件でありました。しかしながら、果たしてその人口規模が最適であるのかも、審議会委員である崎元達郎熊本大学顧問の発言でも示された通り「未証明の仮説」に過ぎません。こうしたことからも、より財政負担が少なく出張所機能の充実が期待される3 区案・4 区案についても財政面、出張所機能の面から検証を行い、参考案として市民に示し、意見を聞くことが重要ではないでしょうか。

先行の政令市でも直近において、ほぼ人口も同程度の岡山市が4区、相模原 市が3区となっていることからもわかるように、3区も、4区も現実的で有望 な区割り案であることは明白です。切り捨てることはできないと考えます。む しろ最初から、5区案と6区案だけを示すのは、5区案に誘導するための提案・ 説明と受け止められても否定できないのではありませんか。

少なくとも、説明会において、『4区案、3区案はどうして示されないのですか。6区より5区が財政負担が少ないのであれば、4区案の方がより少なくなるのではありませんか。それも示されない限り、5区の方がいいと判断できません』と問われたらどうされるのでしょうか。

また審議会での、「市民の選挙権という視点から、少数の意見がよりいかされる3区案・4区案も含めて考えてもいいのでは」との意見も大変重要な指摘でありました。

第5回審議会では、5区案・6区案が併記をして説明会が行われることになりましたが、審議を通じてだされた意見を正確に反映するのならば、2案のみならず、3区案・4区案も一つの選択肢として、市民の意見を聞くべきであります。

3. 今後の審議についても、拙速に結論を出さずに、市民説明を丁寧に行いながら、市民意見の集約に努め、慎重に審議を進めること。

第1回審議会において今後のスケジュール案が提案された際、十分な審議を保障するためにも答申の期限を2月中旬と定めず、慎重に進めるべきとの意見が出されています。また、審議を始めるにあたっての桑原会長のあいさつにおいて、「審議会でしっかり審議をし、そして市民の皆さんの意見をよく聞きながら審議を進めたところはその後の政令指定都市への移行もスムーズに行っている。そうでなかったところは必ずしもスムーズにいかなかったのではないか、私はそういう印象を持っています。」と述べた後「この審議会におきましても皆さん方としっかり議論をいたしまして市民の皆さん方の意見もお聞きして審議を進めたい」との発言は大変重要です。

2012年4月の政令市移行に合わせ、区役所新設のための予算化のスケジュールもあるかと思いますが、それにより慎重な審議が保障されないということでは、本末転倒であります。今後の審議においても、拙速に結論を出さずに、市民説明を丁寧に行いながら、市民意見の集約に努め、慎重に審議を進めることを切に望むものです。

熊本市長 幸山政史 様

西原校区自治協議会 会長 緒方正式



政令指定都市の区割り変更について(要望)

熊本市の政令指定都市昇格を目指して日々精励しておられることに敬意を 表します。

さて、私たちの居住する西原校区は、これまで熊本市の東部地域に区分され今回の区割り案においてもこの取り扱いのままとなっておりますが、当校区は北バイパスと東バイパスの結節点にあって年々都市化が進む地域であり、地理、交通、生活等のいずれの観点からも熊本市中心部との結びつきが強く、住民はかねてより熊本市中心部への区分変更を望んできたところです。

しかしながら、今回の区割り検討においては、いずれの案も依然として当校 区を東部地域に区分し、西原校区だけが中心部から切り取られたようないび つな形で上述の現状を全く無視した区割りとなっており、校区住民が到底納得 出来るものではありません。

ついては、住民の総意として西原校区各町内自治会長の署名を添えて、当校区を中心部に加えることを強く要望いたします。

西原校区自治会長

第一町內会長 熊本市保、田窪本町 7-6 元 利 考 超 第二町內会長 熊本市 新南部 2-4-7 油 川 勝 寶 第四町內会長 熊本市 新南部 2-4-7 油 川 勝 寶 第五町內会長 熊本市 保 田 茂 5 丁目 6-22 加 沒 屋 原 第 1 町內会長 熊本市 新南部 5 間 6-100/ 精 方正章 第 1 町內会長 熊本市 新南部 5 間 6-100/ 精 方正章 第 1 町內会長 熊本市 新南部 5 間 6-100/ 精 方正章 第 1



熊本市西原校区各種団体長名簿

社会福祉協議会会長熊本市西原27月29-12 (打口慶游 まちづくり委員会会長能本布渡鹿8丁目15-38 井芥博多 交通安全協議会会長 熊平市新南部6丁目 2-52 石上為現 维本市八反田1-15-37 寺田健次司 青少年育成協議会会長 熊本市新到部57月2-48 桶田 消防団第六分団団長 老人クラブ連合会会長、然下を保用設本所24一ク日 女性の会会長熊が南海がりしてかーンノン島田り 社会体育協会会長途不予的原工月29-25 私川美 市保田隆5丁目9-110泉武 防犯協議会会長 民生児童委員協議会会長 能本市保田窪本町3-86千田新 愈本市西原2寸目10-5 矢野道弘 西原中学校 PTA 会長 西原小学校PTA会長 原本市保田記 4月月 7-10 船場秀

熊本市長 幸山 政史 様 熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広 様 2010年2月1日 平和と民主主義・くらしを守る 熊本市民連絡会 代表 井芹 栄み

区割りに関する要望書

1月26日から始まった区割り説明会は、市民の高い関心が示され、どの会場で も活発な論議がなされています。「区割りと区役所決定」の仕事は、住民の理解 なしでは進められない大事業です。これまでに開かれた各会場で出された要望 について早急に改善されることを要望いたします。

1. 説明会には、熊本市長・行政区画等審議会委員が出席すること 事務局(市職員)が聞き取り「伝えます」といっても、どこまで、どう いう形で伝えられるのか、直接審議員自身が市民の声をつかまなければ 正しい判断はできないのではないか。会場に同席して、市民の思い・願 い・意見を真摯に受け止めてほしい。

2. 提案資料は、市民が求めるものを提示すること

- 1.5区・6区案だけでなく、3区・4区案も示すこと
- 2. 整備費だけでなく、運営経費など見通しを示すこと

3. 説明会で発言時間を確保すること

この会の位置づけは「説明会」ではなく、もともとは「住民意見の聴取」 を目的としている。

事務局の説明に60分かかり、残り30分しかない中で、発言したくて も発言できない不満が寄せられている。

4. 最低小学校校区単位で開催し、修正案も示し、再度きめ細かに 説明の場を広げること

説明会は今回だけでなく、修正案を示し、再度説明会を開くこと。高齢者・女性など参加できるよう、校区単位で、昼間の時間帯もひらいてください。

熊本市長 幸山 政史 様 熊本市行政区画等審議会 会長 桑原 隆広 様

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団 益田 牧子

上野 美恵子

那須 円

熊本市の政令市移行にともなう「区割り」に関する申し入れ

昨年11月からはじまった「熊本市行政区画等審議会」は、この間5回の会議が開かれ、5区案・6区案という具体的な区割り案も示されました。しかし、昨年末に慌しく提案された「5区」案と「6区」案に対しては、地域や各種団体、議会等から、拙速に方向を出さず、住民の納得が得られるような徹底審議を求める要望書も出され、審議会としても意見が大きく分かれました。1月26日から2月4日までの9日間、熊本市内と植木町・城南町において、18ヵ所・19回開かれた地域での「政令市移行の区割り案説明会」には、述べ1802名の参加があり、活発な意見が交わされました。それと平行して、約3,000人を対象にしたアンケートやパブリックコメントも実施されています。住民説明会では、審議会から提案されている5区案・6区案に対する異論が相次ぎ、引き続き丁寧な説明を行なうことや徹底した論議、住民合意に向けての意見聴取が求められました。

住民の意見は大きく分かれています。政令市移行にともなう「区割り」は、一旦決まれば、遠い将来にまでかかわる重要な問題であり、また引き返すことはできません。将来に禍根を残さず、住民の不満・不安に応え、理解・納得に基づく「区割り」をすすめていくため、以下の点について要望したします。

1、住民の理解・納得が得られるような「区割り」にするため、引き続き住民への丁寧な説明を行い、意見を正しく聴取・集約し、慎重かつ徹底した論議を行うこと

この間開催された説明会でも明らかになったように、多くの住民が5区案・6区案に不満と不安を持っています。これら不安に応えられる慎重な論議が求められます。18ヵ所、夜間のみの開催という説明会では、夜外出できない人や、遠くへは行けない人への説明責任は果たされていません。また、「なぜ、5区・6区案しか提案しないのか」「事務局の説明は、

5 区案に誘導しているようだ」など、厳しい意見が相次ぎ、「区の名称を決めるのに1年もかける予定でありながら、区割りに4ヶ月しかかけないのは逆ではないか」などの意見もありました。住民の意見を尊重し、納得のいく「区割り」をすすめていくため、校区単位や昼間開催も含め、引き続き丁寧な説明を行なうこと、拙速に結論を出さずに慎重かつ徹底した論議を行うこと、そして、住民の意見を正しく集約していくべきと考えます。

- 2、「区割り」にあたっては、①これまでより住民サービス・市民生活を向上させること、②主権者である有権者の意思が正しく反映できるようにすること、③財政負担を最小限に抑えること、この3点を「基本原則」として押さえること
- 3、 具体的には、以下の点を押さえて、住民の不満・不安に応え、理解・納得の得られるような「区割り」をすすめていくこと
 - ① 区の人口は、住民の生活圏を重視し、「10万~20万人程度」を目安に 検討すること

行政区画等審議会では、区の人口は「10万人~15万人程度をひとつの目安とする」とされています。しかし、全国的には、区は大小さまざまに存在しており、一番人口の多い区は、横浜市の 311,722 人、少ないところは堺市の 39,249 人、すべての政令市の平均的な人口は約 15万人、約半数の区が人口 10万人~20万人の範囲にあります。区割りは、地域の成り立ちや地域における住民の暮らし、交通も含めた社会環境などの客観的条件を充分に考慮した上で決定すべきであり、単に人口のみで、区割りの条件を規定すべきではありません。「人口 10万人~15万人」という目安は、確たる根拠があるものでなく、そこに住む住民の生活圏が重視されるべきです。他都市の現状も踏まえ、住民の生活圏が尊重されるような「区割り」が行なえるよう、区に人口の目安は「10万人~20万人程度」とすること。

② 「区役所の位置」は、「地域の拠点」となる場所として考える

5 区案・6 区案いずれでも、植木町役場、城南町役場、富合総合支所、西部市 民センターなど、それぞれの区における地域の拠点と言うには、人口の分布や地 理的条件、交通の利便性からも、理解の得られないような区役所案が現存施設と して提案されています。行政区を設置したとき、区役所は名実ともに「地域の拠 点」とならなければなりません。

昨年3月に策定された「第2次熊本市都市マスタープラン」の基本理念でも、「これまで形成された都市基盤や経済活動等を支える都市機能の集積を活かし」と謳われ、今後の熊本市は、中心市街地を中心拠点に地域生活圏の中に地域拠点をつくっていく『豊かな水と緑、多様な都市サービスが支える活力ある多核連携都市』という方向性が示されています。要するに、政令市に移行する中で設置される「区」は生活圏で、住民の暮らしの中心となる地域の拠点が「区役所」です。真に住民の生活に根ざした生活圏たる「区割り」と、地域の拠点であると認識できる「区役所の位置」を考えていくべきです。

③ 中心商店街をはじめ、熊本市が元気になる区割りを

本市の中心商店街では、今後、景気経済の低迷による消費動向への影響に加え、 熊本城内にある合同庁舎が駅前に移転することによる影響も心配されています。 どこの市町村でも、市役所・役場は、その存在そのものが大きな経済波及効果を 持ち、賑わいの拠点となっています。政令市移行にともない、行政区が設置され れば、現行の市役所人員が各地域の区役所に分配され、中心街の人の流れにも少 なからぬ影響が出てきます。区役所を数多くつくればつくるほど、地域の拠点で ある区役所へと人の流れが移ります。区役所は設置されても、中心商店街への影響が最小限に留まるような市役所機能の維持も必要です。中心商店街が元気で、 市全体が活気あふれる"まちづくり"となるような「区割り」が求められます。

④ 住民サービス向上の観点から、5区案・6区案にとらわれず、住民の 視点で3区案・4区案も検討する

この間の住民説明会の中で多数の意見が出されていたように、交通の不便なところに区役所をつくって、区を多数に分けても市民の利便性が向上しないことはもちろん、地域の発展も見込めません。ましてや区役所設置によって、現存の市民センター・総合支所の機能が低下するのであれば、市民サービスが低下していくことは明らかではないでしょうか。区役所でしかできないこと、特に居住地の区役所でしかできないサービスもあり、区役所設置によって住民に不便が生じないためにも、区を小さく分けずに大きな区割を検討し、その分現存の市民センター・総合支所の機能拡充を図るという「区割り」の考え方も示し、十分な市民的論議を行うべきではないでしょうか。そういう意味で、5区案・6区案にとらわれず、3区案・4区案も具体的に示し検討すべきです。その上で、真に生活の拠点となる区役所の位置を決定すべきです。

⑤ 旧熊本市内ならびに植木町・城南町、双方の住民に公平な区割り審議 をすすめること

そもそも区役所の位置は、行政区画等審議会に答申されているものであり、その前に「区役所位置の決定」に権限をもたない合併協議会で、「植木町役場を区役所とする」という誤った協議事項を決定したことが、住民に不安と不満をもたらしています。合併強行の産物として民主的な「区割り」協議を歪めている「植木町役場を区役所とする」という合併協議事項にとらわれず、従来の合併で行なってきたように、植木町・城南町の役場は総合支所とし、旧熊本市内ならびに植木町・城南町双方の住民に公平な区割り審議をすすめるべきです。

⑥ 「区割り」「区役所の位置」の決定にあたっては、公共交通機関の利 便を考慮すること

熊本市は、公共交通が放射線状に伸びているために、隣接している地域でも、 バス路線がなく容易に行くことができない地域がたくさんあります。今回、行政 区画等審議会より提案された5区・6区案は、交通の利便性を無視して、地域を分 けているために、場所によっては、区役所に行くために市役所まで出てきて乗り 換えるというような不合理な事態が予想されます。「車で行けばいいではないか」 「そんなに、区役所に行く用はない」と言う声もありますが、特に市役所に代わ る行政機関として「区役所」を利用するのは、高齢者や障害者・母子家庭、生活 困窮者等をはじめ、福祉その他の相談等がある場合が多いと考えられます。弱い 立場にあり、車をもたない割合の高い方々が不便となる区役所であってはなりま せん。区割りと区役所の位置は、公共交通機関の利便に配慮し、決定すべきです。

⑦ 市政に有権者の意思が充分反映されるような行政区設置を図ること

政令市に行政区が設置されると、県議・市議ともに区単位の選挙が実施されます。 その場合、区を小さく分ければ分けるほど、議員は区域内の有権者を意識し、地域 密着型となり、地域の問題は熱心に取り組む一方、市全体にかかわる市政の重要問題が後景に追いやられる傾向が強くなり、市政の重要問題に住民の意思が反映され にくくなります。よって、一人ひとりの議員が、地域の問題は大切にしつつも、市 全体にかかわる問題にもきちんと取り組んでいくような規模の区割りとすべきで す。

以上

熊本市 行政区画の編成に関する提案書

公明党熊本市議団

熊本市長幸山 政史 殿

公明党熊本市議団 団 長 鈴木



行政区画の編成に関する提案について

熊本市では、熊本市行政区画等の編成に関し、熊本市行政区画等審議会(以下、審議会と称する)を設置し、審議と答申を求めています。

これまで 5 回の審議会が開催され、その後、市民説明会や市民意見の募集等がなされて きましたが、審議会や市民説明会などで、区の数を少なくする案など他の選択肢はないの かといった声も多く聞かれました。

さて熊本市の将来の姿を示す「第6次総合計画」では、めざすまちの姿として「湧々都市 (わくわくとし)くまもと」、~九州の真ん中! 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち~を、 打ち出し、さらに政令市の移行を前に、「熊本市政令指定都市ビジョン」を検討しています。

この「第6次総合計画」の基本計画では、都市整備の方針として、中心市街地と、複数の 地域生活圏(地域拠点と生活拠点)とが連携した都市構造をめざすとしています。

また「熊本市政令指定都市ビジョン」では、各区がお互いに切磋琢磨しながら、自らの地域の個性や特徴を生かしたまちづくりの推進に挑戦しようとしています。

行政区画の編成は、こうした計画やビジョンを実現するための条件の一つとなることは明らかであり、熊本市の将来に禍根を残さないためにも、幅広い選択肢の中から、他の政令市にはない、くまもとらしい行政区画の編成が求められています。

こうした要請に応え、審議会での審議の幅と、議論の深化を図るために、ここに、公明党 熊本市議団として、熊本市行政区画に関する具体的な提案を致します。

熊本市におかれては、行政区画の編成に関する今後の審議会の審議及び行政の検討の中で、たたき台の一つとされるよう強く要請いたします。

目 次

行政区画等の編成について、独自案を提案した理由≫	1
できるだけ区の数は少ない方がよいとする理由≫ ① 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、 行政サービスの提供が経済的になります。 ② 市民と直接つながっている市議会には、いろいろな考えを 持った人が挑戦できような制度が必要です。 ③ 区の数は少ない方が、まちづくりは進みます。 ④ 平成の大合併で、熊本市より早く政令市になったところでは、 区の数を多くしたため問題も多く、最近では3区、4区となっています。 【参考】近松市の事例	1~3
(S-4) Delivities & Di	
3 区案の概要≫	4~5
4 区案の概要≫	6~7
3 区案・4 区案と「行政区画編成の基準」との比較≫	8~10
紙 資料集 1、他都市との比較表 2、人口規模比較表 3、面積規模比較表 4、人口密度比較表 5、まちづくり交流室管轄区域一覧 6、3 区案(行政区画の編成)図 7、4 区案(行政区画の編成)図	11
	できるだけ区の数は少ない方がよいとする理由》 ① 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、 行政サービスの提供が経済的になります。 ② 市民と直接つながっている市議会には、いろいろな考えを 持った人が挑戦できような制度が必要です。 ③ 区の数は少ない方が、まちづくりは進みます。 ④ 平成の大合併で、熊本市より早く政令市になったところでは、 区の数を多くしたため問題も多く、最近では3区、4区となっています。 【参考】浜松市の事例 ③ 区案の概要》 4 区案の概要》 4 区案の概要》 3 区案・4 区案と「行政区画編成の基準」との比較》 紙 資料集 1、他都市との比較表 2、人口規模比較表 3、面積規模比較表 4、人口密度比較表 5、まちづくり交流室管轄区域一覧 6、3 区案(行政区画の編成)図

≪行政区画等の編成について、独自案を提案した理由≫

- ① 熊本市では行政区画等の編成について、外部委員による熊本市行政区画等審議会 (以下、審議会と称す)を設置し、区割り案等の検討と答申を求めました。
- ② これと並行して熊本市議会公明党は、政令市指定都市実現に関する特別委員会(以下、 特別委員会と称す)で、「できるだけ区の数は少なく、3区が望ましい」と主張し、区割り のたたき台に3区案を含めた複数案を示すよう求めてきました。
- ③ しかしながら住民説明会では、具体的なたたき台としては5区案、6区案が提示されただけとなっています。
- ④ こうして行われた住民説明会では、「5 区案、6 区案以外に案はないのか。」といった多くの声が寄せられました。
- ⑤ 特に、3区案や4区案が提示されない背景に、行政区画編成の基準の人口規模で「区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる。」としたことによると考えられますが、他の基準の表現と違い、「一つの目安と考えられる」としているように、あくまでも参考基準であるとの認識に立つ必要があります。(詳細は、後述の≪3区案・4区案と「行政区画編成の基準」との比較≫で説明。)
- ⑥ こうしたことから、今後も幅広い選択肢の中で議論を進める必要があるため、たたき台として、具体的に3区案を提示することとしました。また既提示の 2 案では、ともに中央の区が設定されていることから、3区案をベースに中央の区を考慮した場合の 4 区案も提示することとしました。
- ⑦ なお区役所の位置については、それぞれの区の候補地のみを示しました。今後、これまでの合併の経緯やアクセス等、市民の意見を聞きながら、審議会や行政で十分な議論をされるよう求めます。

≪できるだけ区の数は少ない方がよいとする理由≫

- ① 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、行政サービスの提供が経済的になります。
 - 現熊本市(合併前の熊本市)では、多くの市民センター・総合支所が整備され、多くの市民サービスが提供されてきましたが、新たな区役所設置によって、現在提供されている市民サービスの低下が予測される地域(各総合支所や、区役所と隣接する市民センター等)がでることが予想されます。
 - また市役所機能が分散される区役所は、区での決裁権が発生する一方で、区の数が多くなるほど行政効率の低下と、分散による職員の専門性の低下が懸念されます。

○ 区役所が設置されると、その建設費及び維持管理費が増大するのは勿論のこと、今 後の地方主権による事業拡大で経費が増大することが予想されることから、区の数 が少ないほど経済的です。

② 市民と直接つながっている市議会には、いろいろな考えを持った人が挑戦できるような制度が必要です。

- 市政は、県政や国政と違い、市民と直接つながる政治を行うところです。このため、 市議会には老若男女を問わず、さらには地域の代表だけでなく、全市を拠点として 市民生活を支えている NPO(ボランティア)など、あらゆる階層から挑戦できるように しなければ、いろいろな意見が市政に届かず、かたよった市政になってしまいます。
- これを、市議会での多様性の確保といい、誰でも挑戦できるようにしてこそ、私達市 民の権利である、議会制民主主義を守ることになります。
- また、一つの区での議員定数が少なくなればなるほど、投票された票が活かされない結果になります。(これを「死に票」が多くなるといいます。)

③ 区の数は少ない方が、まちづくりは進みます。

- 地域のまちづくりは、町内会・校区自治会・交流室管轄区域へのさらなる全市的な 支援と強化が必要です。
- その上で、これからのまちづくりには、地域を核としたまちづくりと、共通認識を持って活動を行う NPO などによるまちづくりが必要です。
- 区の数を少なくすることによって、地域代表だけではない市議会が構成され、多様なまちづくりの議論が進められることが期待できます。

④ 平成の大合併で、熊本市より早く政令市になったところでは、区の数を多くしたため問題も多く、最近では、3区と4区になっています。

- 2003年の「さいたま市」(大きな浦和市と大宮市を中心に4市が合併)では、10区に分割。
- 2005年の「静岡市」(静岡市と清水市が中心に2町が合併)では、3区に分割。
- 2006年の「堺市」(旧堺市に1町が合併)では、区政への準備を数十年前から準備を行っており、総合事務所を設置済み。これに新たに合併した町を一つの区にして、旧市を6区に分割。
- 2007年の「浜松市」(浜松市を中心に3市9町が合併)では、合併の経緯を考慮して7区に分割。
- 2007年の「新潟市」(新潟市を中心に3市11町が合併)では、合併の経緯を考慮して7区に分割。
- 2009年の「岡山市」(岡山市を中心に1市4町が合併)では、4区に分割。市域面積は熊本市の約2 倍。
- 2010年予定の「相模原市」(相模原市を中心に1市4町が合併)では、3区に分割。市域面積は熊本市とほぼ同じ。

【参考】 浜松市の事例

2007 年に旧浜松市を中心に 3 市9町が合併し、7区に分割し政令市に。(人口 786,306 人、市域面積 1,511.17k ㎡、熊本市の約4倍)

2009年7月、浜松市行財政改革推進審議会(会長:鈴木 修)は、鈴木康友浜松市長に対し、**究極の行財政改革として、「行政区の廃止または削減」を求めました。**内容の骨子は次の通りです。

(1)行政区の廃止

浜松市に行政区を設ける必然性はないと考える 市民に行政区を置かない場合の執行体制を示し、設置もしくは廃止の判断を求めること 行政区必置制度の廃止を求め、国に地方自治法の改正を要望すること

(2)行政区の削減

行政区は都市の将来像を描くまとまりとして、3区程度に削減すること 行政区の削減にあわせ、簡素な市の組織に再構築すること

(抜粋)

私たちの試算では7区を3区に統合すれば、現在の市民サービスを確保しつつも30 0人に相当する窓口業務や間接業務が集約できます。人件費に換算すれば1年で24億 円、10年で240億円です。維持管理費の減少等への波及を含めれば、さらなる効果が 見込まれます。

また区の数を減らすことにより、分散していた保健、環境などの職員が集約されて専門性が高まります。その他、窓口業務が主体の市民サービスセンターに相談業務を充実させ配置を適正化するなどにより、これまでよりも市民サービスの向上を図ることができます。

≪3区案の概要≫ 区割りの線引きは別紙の通り

【区割りの基本的な考え方】

- 区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、行政サービスの提供が経済的になります。
- ② 区数を少なくすることで、市民に身近な市議会に、地域の代表は勿論のこと、まちづくりの核の一つ、全市で共通認識を持って活動する団体など、あらゆる人が挑戦できること。
- ③ 市民の安心・安全にかかわる警察、土木、消防といった公共機関が3所轄に分かれており、これらにあわせた方が効率的であること。
- ④ 以上を踏まえ、基本的に国政の選挙区(1区と2区)と、生活圏があまり密接でない白川 の明午橋から上流区域を境界線としました。

● 人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は10万~30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことや、先行の7都市での区の人口規模が39,249人から295,325人と幅が広いことから、これらを目安として区割りをした結果、人口の集積する東部は286,830人に、その他の区は219,148人と222,000人となりました。

● 面積規模

① 東部地域に人口が集中していることから、この地域については比較的小さく、 他の地域についてはほぼ均等としました。

● 地形·地物

① 白川の明午橋から上流区域は、生活圏がさほど密接でないことや、警察・消防等で管轄の分岐線としているところが多いことから、区の境界線としました。

● 地域コミュニティ・通学区域

- ① 地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
- ② まちづくり交流室管轄区域については、極力分断しないように配慮しましたが、 選挙区の区分を優先したことから、五福、幸田、大江交流室で再編成が必要に なります。
- ③ 国政の選挙区では、花園交流室(花園、池田、城西校区)が分断されていますが、このうち井芹中学校区に花園校区と池田・西里校区の一部が通っていることから、花園小学校区を池田・西里小学校区と同じ区としました。

● 公共機関の所管区域・選挙区

- ① 私達の生活の安全を見守る警察は北署、南署、東署の3署体制です。
- ② 道路など生活基盤の管理をしている熊本市土木は、東部、北部、西部の3所で行っています。
- ③ 市消防は、中央、健軍、西消防署の3署体制です。これに加え14出張所等があり、細かな体制が取られています。特に救急車や消防車の高規格車両は3署で集中して管理されており、この体制に合わせた方が合理的です。
- ④ 以上のように公共機関の所管のうち、住民の安心・安全にかかわる警察や土木、 消防といった行政機関は、現熊本市(合併前の熊本市)では3地域に分かれて おり、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。
- ⑤ 選挙区(国会議員)については、上記花園小学校区を除き、整合性を図りました。

≪4区案の概要≫ 区割りの線引きは別紙の通り

【区割りの基本的な考え方】

- ① 3区案をベースに、中央に区を設置した場合を考えました。
- ② 中央の区を設置する場合、「熊本市第6次総合計画」(熊本市がめざす市の姿)の考え方をもとに検討しました。
- ③ 中央の区については、市域や都市圏全体の拠点として、商業、業務、文化など、様々な 機能が集積する中心市街地に特化した区とし、人口を10万人程度としました。
- ④ 周辺の区については、行政・商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成される「地域生活圏」を複数配置することとしました。
- ⑤ これにより、中央の区の設置による弊害(中央の区のみに全機能が集積し周辺が疲弊する弊害)を避けました。

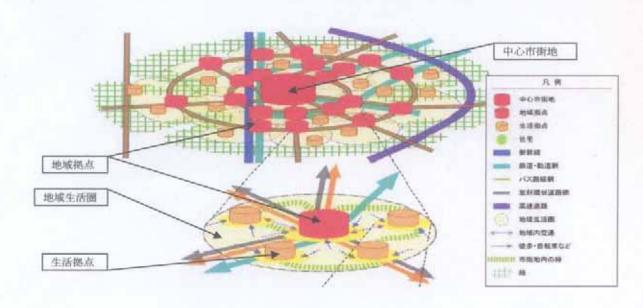
【参考】熊本市第6次総合計画(基本計画24ページ)

- 1. 都市づくりの基本的視点
- (1)広域的な視点 (省略)
- (2)地域の視点 (省略)

2. 都市空間の構成方針

広域交流拠点都市として、また、特来においても暮らしやすい都市の実現のため、潤いある自然の中で、 市域及び都市圏全体の拠点である商業・業務・文化など様々な機能が集積する中心市街地と行政・商業な ど生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれ、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市空間の構成を目指します。



● 人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区画の各種調査研究での「最適人口」は10万~30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことや、先行の7都市での区の人口規模が39,249人から295,325人と幅が広いことから、これらを目安として、中央の区は中心市街地を中心に10万人程度とし、周辺には複数の「地域生活圏」を取り込んで区割りをした結果、103,732人から218,616人となりました。

● 面積規模

① 中央の区は中心市街地を中心とし、東部地域に人口が集中していることから、 この地域については比較的小さく、他の地域についてはほぼ均等としました。

地形·地物

- ① 白川の明午橋から上流区域は、生活圏がさほど密接でないことや、警察・消防 等で管轄の分岐線としているところが多いことから、区の境界線としました。
- ② 中央の区の西側の境界を、国道3号線としました。

● 地域コミュニティ・通学区域

- ① 地域の核となる小学校区は分断しないこととしました。
- ② まちづくり交流室管轄区域については、極力分断しないように配慮しましたが、 選挙区の区分を優先したことから、五福、幸田、大江交流室で再編成が必要に なります。
- ③ 国政の選挙区では、花園交流室(花園、池田、城西校区)が分断されていますが、このうち井芹中学校区に花園校区と池田・西里校区の一部が通っていることから、花園校区を池田・西里校区と同じ区としました。
- ④ 中央の区の東側の境界は、東部交流室の管轄を分断しないようにしました。
- ⑤ 5区・6区案で中央の区とした碩台小学校区は、飛び地の清水小学校区と竜南中学校区であることから、同じ区としました。
- ⑥ 5区・6区案で中央の区とした壷川小学校区は、池田・高平台小学校区ととも に京陵中学校であることから、同じ区としました。

公共機関の所管区域・選挙区

- ① 3区案同様、公共機関の所管のうち、住民の安心・安全にかかわる警察や土木、 消防といった行政機関は、現熊本市(合併前の熊本市)では3地域に分かれて おり、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。
- ② 選挙区(国会議員)も、中央の区と花園小学校区を除き、整合性を図りました。

≪3区案・4区案と「行政区画編成の基準」との比較≫

行政区画編成の基準(要約版)

1、人口規模

区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる。

2、面積規模及び地形・地物

面積規模は、区役所までの時間距離への配慮が望ましいが、地形や人口密集度等のさまざまな状況があることから、他の基準との関係で必要がある場合に考慮する。

また、区の境界については、山林、河川、鉄道、主要道路などの明瞭な地形・地物なども 考慮する必要がある。ただし、必ずしも分断要素とはならない地域があることも配慮する。

3、地域コミュニティ及び通学区域

自治会・区長会の組織については、分断しないように配慮する。また、熊本市17ケ所の地 区公民館にまちづくり交流室を設置しており、その所管区域の大幅な再編成を必要としな い区の編成とする。

小学校の通学区域については、分断しないものとする。中学校の通学区域についてもなるべく配慮する。また、市民の日常生活圏域にも配慮する必要がある。

4、公共機関の所管区域及び選挙区(国)

区の区域は、国・県等の公共機関(法務局、税務署、警察、郵便局等)の所管区域とできる限り整合性を確保することが望ましいが、全てと整合性を図ることは困難であり考慮するにとどめる。

また、国会議員の選挙区については、一定の考慮が必要である。

① 人口規模基準との比較

- 「区の人口は、10万から15万人程度が一つの目安と考えられる」としていますが、 審議会委員の一人(学識経験者)が、人口規模について「根拠なき前提」といった 主旨の発言をされたように、確定した人口規模基準は存在しません。
- 平成の大合併が検討された折、多くの学識者から最適な人口規模について研究 論文が発表されています。それら多くの論文では、10万~30万人程度の規模の 範囲内で効率的と結論付けており、熊本市が主張する10万~15万人とするよう な大勢にはなっていません。
- 「これら研究論文の多くは、人口を横軸、歳出を縦軸にとり、両者の間にU字曲線となる関係性を見出し、U字の底となる人口規模を『最適規模』と結論付けてる。(中略)しかし、『全国一律に適用できる基礎自治体の適正規模などない。』とする意見

もある。」

(出典:効率的な自治体運営を目指して~基礎自治体の適正規模と合併シミュレーション~飯野英明、嶋立陽一、永見真二著)

表2-1 主な先行研究事例

出典	「最適」人口規模	データ
古谷 (1989)	目的別歳出に関する推定 のみで歳出総額なし。	東京都内の市を除く人口 10万人銀100万人未満の 176市(1985年度決算)
吉村 (1999a)	全686市·特别区:約21.6万人、 地方圈436市:18.1万人 大都市圈250市·特别区:18.2万人	1994年度東京都 特別区を含む全 国686市
吉村 (1999b)	全市·特別区:20.9万人、+27.1万人 全町村:157.3万人、+245.1万人 +面積を説明変数に含む場合。	1996年度東京都 特別区を含む全国 691市及び全町村。
林 (1999)	11.8万人	全国3,232市町村
中井 (1988)	12.8万人	1984年度 全市町村(決算)
中井 (1988)	25.3万人	1984年641都市 (基準財政需要)
中井 (1988)	29.6万人	1984年3,253全市 町村(基準財政需要)
原田 川崎 (1999)	1人当たり歳出総額はL 字型をとり、最適人口規 標は存在しない。	小町村、大町村、小都市、大都市、政令 指定都市別に推定。
西川 (2001)	17.0万人	全3,255市町村
横道 村上 (1996)	面積10km : 9.1万人 面積100km の地域:13.8万人 面積500km の地域 : 約18.1万人 面積1000km の地域 : 約20.5万人	1992年度政令指 定都市、離島鉄当市 町村、および地方交 付税の不交付団体 を除く2,959の市 町村

(出典:同上)

- (資料) 林 (2002、p.7)
- 以上のことから、3区・4区案とも人口10万から30万人の範囲内にあり、「一つの 目安と考えられる」とした、基準の範囲内と考えられます。
- なお熊本市が作成した住民説明会用パンフレットで、人口規模について、「10万~ 15万人程度が最も効率的な行政運営ができると言われており」との表現は、全国 の政令市の人口規模の平均が15万人程度であることと、全国市長会で10万人以 上の都市をめざすとした発表などが根拠で、上記学説の通り、「最も効率的な行政 運営ができる」根拠とは言えず、記述を訂正すべきであると指摘しておきます。

② 面積規模及び地形・地物

- 基準内となりました。
- 面積規模の他都市との比較でも、広域と言われる区にはなっていません。これは、 別表の面積規模、人口密度規模から見た熊本市でも明らかなように、関東・関西都

市圏の都市に次ぐ比較的人口集積したコンパクトシティとなっていることによります。

③ 地域コミュニティ及び通学区域

- 基準内となりました。
- 中学校の通学区域については、5区・6区案より配慮したものとしました。

④ 公共機関の所管区域及び選挙区(国)

- 基準では、公共機関の所管区域について「できる限り整合性を確保することが望ま しい」としながらも考慮にとどめていますが、これら公共機関のうち、警察については かなり整合性を図っており、土木、消防とも一定の整合性を図りました。
- 国会議員の選挙区も基準内となりました。

- 1. 他都市との比較表
- 2. 人口規模比較表
- 3. 面積規模比較表
- 4. 人口密度比較表
- 5. まちづくり交流室管轄区域一覧
- 6. 3 区案(行政区画の編成)図
- 7. 4 区案(行政区画の編成)図

	区名	人口	面積(km)	人口密度
	西区	82,342	29.14	2,826
	北区	132,109	16.91	7,812
	大宮区			
さ		106,477	12.75	8,351
U	見沼区	152,611	30.63	4,982
<i>t=</i>	中央区	90,381	8.39	10,772
ま	桜区	92,889	18.60	4,994
	浦和区	139,837	11.51	12,149
市	南区	166,674		12,000
	緑区	104,018		3,924
	岩槻区	108,976		2,217
	合計	1,176,314		5,409
	日町	1,170,514	217,40	3,403
	区名	人口	面積(km²)	人口密度
静		262,764		245
岡	駿河区	208,055		2,854
市	清水区	252,505		951
_	合計	723,324	1,411.77	512
_	区名	人口	面積(km)	人口密度
	堺区	147,208	23.69	6,214
	北区	155,280		9,967
堺	西区	133,615	28.62	4,669
AL.	南区	155,012	40.44	3,833
	中区	122,092		6,806
市	東区	85,300	10.48	8,139
	Assessment of the latest and the lat	20,300		
	美原区	39,249		2,964
_	合計	837,756	149.99	5,585
-	区名	人口	面積(km)	人口密度
	中区	241,355	43.93	5,494
	南区	101,229	47.55	2,129
浜	東区	120,020	45.99	2,610
松	浜北区	84,905		1,274
市	西区	103,724		1,211
415	北区	93,945	277.58	338
	天竜区	41,128	943.86	44
	合計	786,306	1,511.17	520
_	I IST A	1.0	東珠/L ⊷/\	I make the
	区名	<u> </u>	面積(km)	人口密度
	北区	78,173	107.92	724
	東区	139,565	38.77	3,600
4	中央区	179,784		4,804
新	江南区	67,353	75.46	893
潟	秋葉区	77,050	95.38	808
市	南区	48,054	100.83	477
11.55	西区	160,910	93.81	1,715
	西蒲区	62,958		357
	合計	813,847	726.10	1,121
		010,017	720.10	1,114.1
	区名	人口	面積(km)	人口密度
	北区	295,325	451.03	655
岡	中区	138,949	51.24	2,712
Щ	東区	96,718		603
市	南区	165,180		1,297
ф	合計	696,172		881
in the	I HHI	200,112	7,00,01	001
. i le		人口	面積(km)	人口密度
	区名	AH.		
相		THE RESERVE OF THE PERSON NAMED IN	253.81	687
相模	緑区	174,263	253.81 36.84	
相模原	緑区中央区	174,263 262,185	36.84	7,117 7,066
相模	緑区	174,263	36.84 38.19	

熊本市 3区案				
纏成	人口	世帯数	面積	人口密度
A	222,000人	90.130世帯	133.01km	1,669人/km
В	286,830人	118.526世帯	62.85km	4,563人/km
C	219,148人	79,949世帯	193.50km	1.133人/km
合計	727,978人	288.605世帯	389.36km	1,870人/km

熊本	市 4区案			
編成	人口	世帯数	面積	人口密度
A	204,520人	81,427世帯	129.71km	1,577人/kmi
В	218,616人	85.726世帯	54.86km	3,985人/kmi
C	103,732人	50.201世帯	13.60km	7,627人/kmi
D		71.251世帯		1.052人/km
合計	727,978人	288,605世帯	389.36km	1,870人/km

区分	区名	人口	3区案	4区案
最小	堺·美原区	39,249	219,148	103,732
最大	岡山·北区	295,325	286,830	218,616

区分	区名	面積(km)	3区案	4区案
最小	さいたま・中央区	8.39	62.85	13.60
最大	静岡·葵区	1,073.32	193.50	191.19

区分	区名	人口密度	3区案	4区案
最小	浜松·天竜区	44	1,133	1,05
最大	さいたま・浦和区	12,149	4,563	7,62

人口規模から見が	た熊本市
政令市名	人口
岡山市	696,172
相模原市	706,295
静岡市	723,324
熊本市	727,978
浜松市	786,306
新潟市	813,847
堺市	837,756
さいたま市	1,176,314

面積規模から見た熊本市			
政令市名	面積(km)		
堺市	149.99		
さいたま市	217.49		
相模原市	328.84		
熊本市	389.36		
新潟市	726.10		
岡山市	789.91		
静岡市	1,411.77		
浜松市	1,511.17		

政令市名	人口密度
静岡市	51
浜松市	52
岡山市	88
新潟市	1.12
熊本市	1,87
相模原市	2,14
さいたま市	5,40
堺市	5,58

中央の区がある都市の比較(4区の場合)

人口規模から見た比較

政令市	区名	人口	面積(kmi)	人口密度
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117

面積規模からみた比較

政令市	区名	人口	面積(km)	人口密度
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712

人口密度から見た比較

政令市	区名	人口	面積(km)	人口密度
岡山市	中区	138,949	51.24	2,712
新潟市	中央区	179,784	37.42	4,804
浜松市	中区	241,355	43.93	5,494
堺市	中区	122,092	17.94	6,806
相模原市	中央区	262,185	36.84	7,117
熊本市	中央の区	103,732	13.60	7,627
さいたま市	中央区	90,381	8.39	10,772

10万人程度としたことで、相模原市の中央区を抜いて、さいたま市に次ぐ人口集積した中央の区となる。

3区案

順位	政令市名	区名	人口
1		美原区	
2	堺市		39,249
	浜松市	天竜区	41,128
3	新潟市	南区	48,054
4	新潟市	西蒲区	62,958
5	新潟市	江南区	67,353
6	新潟市	秋葉区	77,050
7	新潟市	北区	78,173
8	さいたま市	西区	82,342
9	浜松市	浜北区	84,905
10	堺市	東区	85,300
11	さいたま市	中央区	90,381
12	さいたま市	桜区	92,889
13		北区	93,945
14		東区	96,718
15		南区	101,229
16		西区	103,724
		緑区	104,018
18	さいたま市	大宮区	106,477
	さいたま市	岩槻区	108,976
20	浜松市	東区	120,020
21	堺市	中区	122,092
22	さいたま市	北区	132,109
23	堺市	西区	133,615
24	岡山市	中区	138,949
25	新潟市	東区	139,565
26	さいたま市	浦和区	139,837
27	堺市	堺区	147,208
28	さいたま市	見沼区	152,611
29	堺市	南区	155,012
30	堺市	北区	155,280
31	新潟市	西区	160,910
32	岡山市	南区	165,180
33	さいたま市	南区	166,674
34	相模原市	緑区	174,263
35	新潟市	中央区	179,784
36	SUAL PROPERTY.	駿河区	208,055
37	熊本市	C	219,148
38	熊本市	A	222,000
39		中区	241,355
40	静岡市	清水区	252,505
41	相模原市	中央区	262,185
42	静岡市	奏区	262,764
43	相模原市	南区	269,847
44	熊本市	В	286,830
45	岡山市	北区	295,325
-10	hard hard all a	-10 min	200,020

6,467,992

5万人未満	3	6.7%
5~10万人未満	11	24.4%
10~15万人未満	13	28.9%
15~20万人未満	8	17.8%
20~25万人未満	4	8.9%
25~30万人未満	6	13.3%
合計	45	

平均人口

143,733 人

4区案

順位	政令市名	区名	人口
. 1	堺市	美原区	39,249
2	浜松市	天竜区	41,128
3	新潟市	南区	48,054
4	新潟市	西蒲区	62,958
5	新潟市	江南区	67,353
6	新潟市	秋葉区	77,050
7	新潟市	北区	78,173
8	さいたま市	西区	82,342
9	浜松市	浜北区	84,905
10	堺市	東区	85,300
11	さいたま市	中央区	90,381
12	さいたま市	桜区	92,889
13	浜松市	北区	
		東区	93,945
14			96,718
15		南区	101,229
16	date -1 miles	西区	103,724
17	熊本市	€	103,732
	さいたま市	緑区	104,018
	さいたま市	大宮区	106,477
	さいたま市	岩槻区	108,976
21	浜松市	東区	120,020
22	堺市	中区	122,092
23		北区	132,109
24	堺市	西区	133,615
25	岡山市	中区	138,949
26	新潟市	東区	139,565
27	さいたま市	浦和区	139,837
28	堺市	堺区	147,208
29	さいたま市	見沼区	152,611
30	堺市	南区	155,012
31	堺市	北区	155,280
32	新潟市	西区	160,910
33		南区	165,180
	さいたま市	南区	166,674
	相模原市	緑区	174,263
36	新潟市	中央区	179,784
37	熊本市	D	201,110
38	熊本市	A	204,520
39	静岡市	駿河区	208,055
40	熊本市	В	
41	浜松市	中区	218,616 241,355
42	静岡市	清水区	252,505
43	-	中央区	262,185
44	静岡市	葵区	262,764
45	the state of the s	南区	269,847
46	the state of the last of the state of the st	北区	295,325
40	[m] [r] []	1010	290,320

5万人未満	3	6.5%
5~10万人未满	11	23.9%
10~15万人未満	14	30.4%
15~20万人未満	8	17.4%
20~25万人未満	6	13.0%
25~30万人未満	4	8.7%
合計	46	

平均人口

140,609 人

3区案

順位	政令市名	区名	面積(km)
1		中央区	8.39
2	堺市	東区	10.48
3	さいたま市	浦和区	11.51
4	さいたま市	大宮区	12.75
5	堺市	美原区	13.24
6	さいたま市	南区	13.89
7	堺市	北区	15.58
8		北区	16.91
9	堺市	中区	17.94
10	さいたま市		18.60
11	堺市	堺区	23.69
12	さいたま市		26.51
13	堺市	西区	28.62
14	さいたま市	西区	29.14
	さいたま市		30.63
16	相模原市	中央区	36.84
17	新潟市	中央区	37.42
18	相模原市	南区	38.19
19	新潟市	東区	38.77
20	堺市	南区	40.44
21	浜松市	中区	43.93
22	浜松市	東区	45.99
23	浜松市	南区	47.55
24		岩槻区	49.16
25	岡山市	中区	51.24
26	熊本市	В	62.85
27	浜松市	浜北区	66.64
28		駿河区	72.89
29		江南区	75.46
30		西区	85.62
31		西区	93.81
32		秋葉区	95.38
33		南区	100.83
34		北区	107.92
35		南区	127.36
36		A	133.01
37	- Company of the Comp	東区	160.28
38		西蒲区	176.51
39	熊本市	C	193.50
40	相模原市	緑区	253.81
41	静岡市	清水区	265.56
42		北区	277.58
43		北区	451.03
44		天竜区	943.86
45		葵区	1,073.32
	100000000		5,524.63

10km未満	1	2.2%
10~25km未満	10	22.2%
25~50km未満	13	28.9%
50~100k㎡未満	8	17.8%
100~200km未満	7	15.6%
200~500km未満	4	8.9%
500km以上	2	4.4%
合計	45	

平均面積

122.77 km²

4区案

順位	政令市名	区名	面積(km)
1	さいたま市	中央区	8.39
2	堺市	東区	10.48
3	さいたま市	浦和区	11.51
4	さいたま市	大宮区	12.75
5	堺市	美原区	13.24
6	314- 3	天派区	13.60
7	版本市さいたま市	南区	13.89
8	堺市	北区	15.58
9	かりつさいたま市	北区	16.91
_	The second second		17.94
10		中区	
	さいたま市	桜区	18.60
12	堺市	堺区	23.69
13	さいたま市	緑区	26.51
14	堺市	西区	28.62
15	さいたま市	西区	29.14
16	さいたま市	見沼区	30.63
17	相模原市	中央区	36.84
18	新潟市	中央区	37.42
19		南区	38.19
20	新潟市	東区	38.77
21	堺市	南区	40.44
22	浜松市	中区	43.93
23	浜松市	東区	45.99
24	浜松市	南区	47.55
25	さいたま市	岩槻区	49.16
26	岡山市	中区	51.24
27	熊本市	В	54.86
28	浜松市	浜北区	66.64
29	静岡市	駿河区	72.89
30	新潟市	江南区	75.46
31	浜松市	西区	85.62
32	新潟市	西区	93.81
33		秋葉区	95.38
34	新潟市	南区	100.83
35	新潟市	北区	107.92
36	岡山市	南区	127.36
37	熊本市	A	129.71
38		東区	160.28
39	新潟市	西蒲区	176.51
40	能本市	D	191.19
41	AND REAL PROPERTY AND REAL PRO	緑区	253.81
42	静岡市	清水区	265.56
43		北区	277.58
and the same			
44		北区	451.03
43.75	浜松市	天竜区	943.86
46	静岡市	葵区	1,073.32

10km未満	1	2.2%
10~25km未満	11	23.9%
25~50km未満	13	28.3%
50~100km未満	8	17.4%
100~200km未満	7	15.2%
200~500k㎡未満	4	8.7%
500km以上	2	4.3%
合計	46	

順位	政令市名	区名	人口	面積(km)	人口密度
- 1	浜松市	天竜区	41,128	943.86	44
2	静岡市	葵区		1,073.32	245
3	浜松市	北区	93,945		
4	新潟市	西蒲区	62,958	176.51	357
5	新潟市		48,054	100.83	477
6	岡山市	東区	96,718	160.28	603
7	岡山市		295,325		655
8	相模原市		174,263	253.81	687
9	新潟市		78,173		
10		秋葉区	77,050	95.38	808
- 11		江南区	67,353	75.46	
12		清水区	252,505		
13		C	219,148		
14		西区	103,724		
15		浜北区	84,905		
16			165,180		
17		Α	222,000		
18		西区	160,910		
19			101,229		
	さいたま市		108,976		
21			120,020		
22	岡山市		138,949		2,712
	さいたま市		82,342		
24		駿河区	208,055		
25			39,249		
26			139,565		
27		南区	155,012		
	さいたま市		104,018		
29	NAME AND ADDRESS OF THE OWNER, WHEN	В	286,830		
30		西区	133,615		
31			179,784		
	さいたま市		152,611		
	さいたま市		92,889		
34			241,355		
35		堺区	147,208		
36		中区	122,092		
	相模原市		269,847	-	10000000
	相模原市	-	262,185		
	さいたま市		132,109		
40	1.600	東区	85,300		
	さいたま市		106,477	100000000000000000000000000000000000000	
42		北区	155,280		
	さいたま市		90,381	8.39	
	さいたま市		166,674		
	さいたま市		139,837		
40	EA.150.111	TAM JAMES	100,007	11.01	170,648

順位	政令市名	区名	人口	面積(km)	人口密度
1	浜松市	天竜区	41,128	943.86	44
2	静岡市	葵区	262,764	1,073.32	245
3	浜松市	北区	93,945	277.58	338
4	新潟市	西蒲区	62,958	176.51	35
5	新潟市	南区	48,054	100.83	47
6	岡山市	東区	96,718	160.28	603
7	岡山市	北区	295,325	451.03	655
8	相模原市	緑区	174,263	253.81	68
9	新潟市	北区	78,173	107.92	72
10	新潟市	秋葉区	77,050	95.38	808
11	新潟市	江南区	67,353		89
12	静岡市	清水区	252,505	265.56	95
13	熊本市	D	201,110	191.19	1,05
14	浜松市	西区	103,724	85.62	1,21
15	浜松市	浜北区	84,905	66.64	1,27
16	岡山市	南区	165,180		1,29
17	熊本市	Α	204,520	129.71	1,57
18	新潟市	西区	160,910		1,71
19		南区	101,229	47.55	2,12
	さいたま市	岩槻区	108,976	49.16	2,21
21	浜松市	東区	120,020	45.99	2,61
22	岡山市	中区	138,949	51.24	2,71
	さいたま市	西区	82,342	29.14	2,82
24		駿河区	208,055		2,85
25	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	美原区	39,249	13.24	2,96
26		東区	139,565	38.77	3,60
27	堺市	南区	155,012		
	さいたま市	緑区	104,018		3,92
29	熊本市	B	218,616		
30	堺市	西区	133,615		
31	新潟市	中央区	179,784		
	さいたま市	見沼区	152,611		The second second
	さいたま市	桜区	92,889		
34		中区	241,355		
35	S THE REAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY A	堺区	147,208		6,21
36			122,092		
	相模原市		269,847	38.19	
	相模原市	And the Contract of the Contra	262,185		7,11
39	The second of the second of the second	C	103,732	13.60	7.62
	さいたま市	北区	132,109	16.91	7,81
41		東区	85,300		8,13
	さいたま市	大宮区	106,477	12.75	8,35
43		北区	155,280		9,96
		中央区	90,381	8.39	10,77
	さいたま市		166,674		12,00
	さいたま市				The second second second
40	られた年山	AIT III	139,837	11.51	12,14

500人未満	5	11.1%
500~1000人未満	7	15.6%
1000~2000人未満	6	13.3%
2000~3000人未満	7	15.6%
3000~4000人未満	3	6.7%
4000~5000人未満	5	11.1%
5000~10000未満	9	20.0%
10000以上	3	6.7%
合計	45	

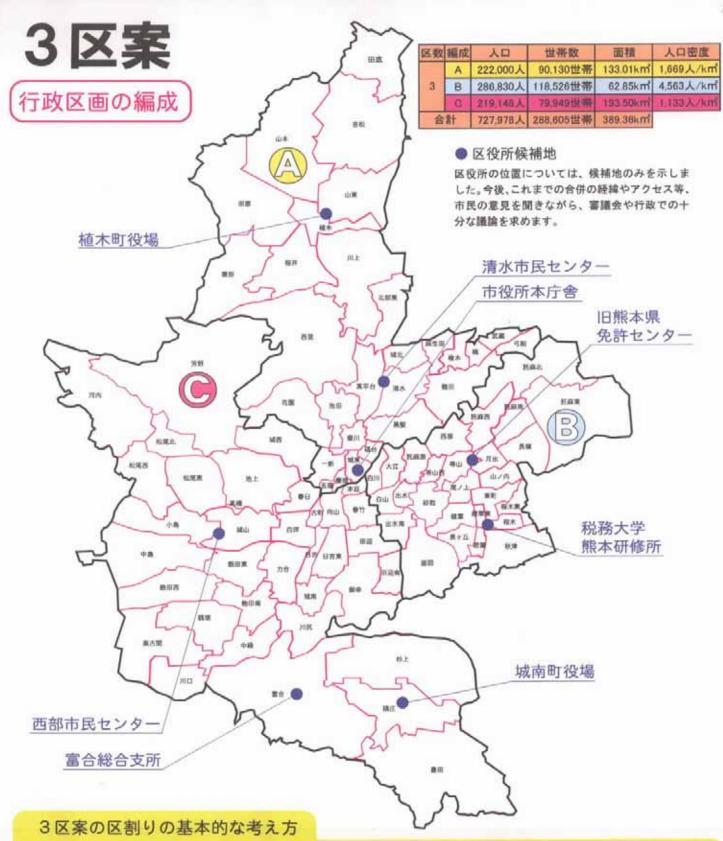
500人未満	5	10.9%
500~1000人未満	7	15.2%
1000~2000人未満	6	13.0%
2000~3000人未満	7	15.2%
3000~4000人未満	4	8.7%
4000~5000人未満	4	8.7%
5000~10000未満	10	21.7%
10000以上	3	6.5%
合計	46	

まちづくり交流室管轄区域一覧

交流室	管轄校区	6区案	5区案	4区案	3区案
花園	花園	C	В	Α	A
	池田	В	В	A	Α
	城西	C	В	D	C
	古町	C	В	D	C
	春日	0	В	D	C
五福	白坪	C	В	D	C
345 1100	五福	D	C	C	Α
	慶徳	D	С	C	A
	一新	D	С	C	Α
	壶川	D	C	Α	A
中央	碩台	D	C	A	A
THE ST	城東	D	С	C	A
	黒髪	D	C	Α	A
	砂取	D	C	В	В
	健軍	E	D	В	В
	泉ヶ丘	E	D	В	В
	帯山	D	C	В	В
東部	尾ノ上	E	D	В	В
Series.	東町	E	D	В	В
	帯山西	D	C	В	В
	月出	E	D	В	В
	健軍東	E	D	В	В
	山ノ内	E	D	В	В
	画図	E C	D E	В	В
幸田	御幸	C		D	C
美田	田迎	C	E	D	0
	田迎南	0	E	D	C
	白川	D	С	С	Α
	大江	D	С	С	Α
	出水	D	С	С	Α
	託麻原	D	С	С	A
大江	白山	D	С	С	A
	出水南	D	С	С	
	向山	D	С	D	C
	向山 本荘	D	С	С	A C C
	春竹	D	С	С	C

まちづくり交流室管轄区域の変更が必要な地域

交流室	管轄校区	6区案	5区案	4区案	3区案
清水	清水	В	Α	Α	A
	城北	В	Α	A	Α
	高平台	В	Α	Α	Α
	麻生田	В	Α	Α	A
北部	川上	В	A	A	A
	西里	В	A	A	A
	北部東	В	A	Â	Â
		В			A
	龍田		A	A	
Alt m	楠	В	A	A	A
龍田	武蔵	В	A	A	A
	弓削	В	A	A	A
	楡木	В	A D	A B	A B
	西原	E			
	託麻東	E	D	В	В
託麻	託麻西	E	D	В	В
DUMP	託麻北	E	D	В	В
	託麻南	E	D	В	В
	長嶺	E	D	В	В
	秋津	E	D	В	В
Side tells	若葉	E	D	В	В
秋津	桜木	E	D	В	В
	桜木東	E	D	В	В
	河内	C	В	D	С
河内	芳野	0.	В	D	C
	飽田東	C	E	D	C
飽田	飽田南		E	D	0
HELLI	飽田西	0	E		C
		0		D	C
	中緑	C	E	D	
天明	銭塘	C	E	D	C
oceanier.	奥古閑	C	E	D	C
	川口	C	E	D	C
	高橋	C	В	D	C
	池上	С	В	D	C
	城山	C	В	D	C
西部	松尾東	C	8	D	G
	松尾西	0	В	D	C
	松尾北	C	- 8	D	C
	小島	C	B	D	C
	中島	C		D	C
	日吉	C	B E	D	G
	川尻	C		D	C
南部	力合	C	E	D	C
	城南		E	D	C
	日吉東	C	E	D	0
富合		F	E E	D D	C
	田底	A	A	Α	C C C C C C C A
	吉松	A	A	A	A
	山本	A	A	A	A
Arts of	田原	A	A	A	A
植木	山東	A	A	A	A
	植大	A	A	A	Ā
	植木桜井	A	A	A	A
	菱形				
城南	支上	A F	A E	A D	A
	杉上	F		0	C
	隈庄 豊田	F	E	D	C
	400 HH	-	E	D	C



①区の数が少ないほど行政効率と専門性が向上し、行政サービスの提供が経済的になること。②市民と直接つながっている市議会に、いるいろな考えを持った人が挑戦できること。③市民の安心・安全にかかわる警察、土木、消防といった公共機関が3所管に分かれており、これらにあわせた方が効率的であることから、基本的に国政の選挙区と、生活圏があまり密接でない白川の明午橋から上流区域を境界線として、3つの区を設けました。

●人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区面の各種調査研究での「最適人口」は10万~30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことから、これらを目安として区割りをした結果、20万~28万人となりました。

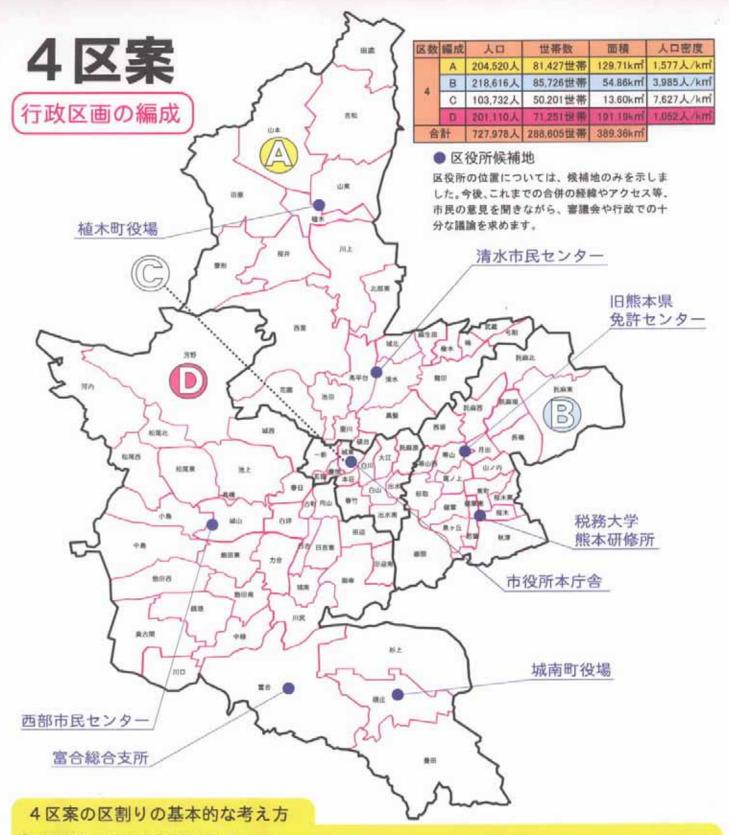
●面積規模及び地形・地物

面積規模については、東部地域に人口が集中していることから小さく、他についてはほぼ均等にしました。 地形・地物については、白川の明午橋から上流区域は、生活圏がさほど密接でないことから、区の境界線 としました。

●地域コミュニティ・通学区域

小学校区は分断しないことを前提に、中学校区、まちづくり交流室管轄区域を極力分断しないよう配慮しま した。

●公共機関の所管区域・ 選挙区 公共機関の所管区域のうち、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。また選挙区(国会議員)についてもほぼ整合性を図りました。



①3区案をベースに、中央に区を設けました。

②中央の区は、商業、業務、文化など様々な機能が集積する中心市街地に特化した区とし、人口を10万人程度としました。

③また周辺の区については、行政・商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成される「地域生活圏」を複数配置した3つの区を設けました。

●人口規模

行政サービスの提供や行政効率、財政負担などを考慮した行政区面の各種調査研究での「最適人口」は10万~30万人と幅広く、最も効率的な規模が確定していないことから、これらを目安として、中央の区は中心市街地を中心に10万人程度の規模とし、周辺は複数の地域生活圏を含んだ区とした結果、20万人程度となりました。

面積規模及び地形・地物

面積規模については、中央の区は中心市街地を中心に、東部地域は人口が集中していることから比較的小さく、 他についてはほぼ均等にしました。

地形・地物については、白川の明午橋から上流は、生活圏がさほど密接でないことから、区の境界線としました。

●地域コミュニティ・ 通学区域

小学校区を分断しないことを前提に、中央の区を除き、中学校区、まちづくり交流室管轄区域を極力分断しないように配慮しました。

公共機関の所管区域・ 選挙区 公共機関の所管区域のうち、警察・消防・土木については極力整合性を図りました。また選挙区(国会議員)についてもほぼ整合性を図りました。

要望書

熊本市行政区画等審議会 会長 桑原隆広 様

位置について、左記のとおり要望いたします。熊本市の政令指定都市移行に伴う行政区画の編成・区役所の

合総合支所となっております。に賛成いたしますが、ただ、この案では、区役所の位置は、富ます「五区案」と「六区案」については、基本的には「五区案」熊本市行政区画等審議会からたたき台として提案されており

区役所の位置につきましては、

- 一、人口の集中度
- 二、交通の利便性

所を設置していただきますよう切に要望いたします。幸田市民センター、あるいは、県道田迎木原線沿い等に区役これらの観点から、幸田地区に定めることが最適と考えます。三、商業、医療・福祉等の面での日常生活における利便性

平成二十二年二月十二日

田迎南校区自治協議会 会長 村田政時間田迎校区自治協議会 会長 西田耕造

御幸校区自治協議会 会長

田中保事幸校区

2010年2月18日

パブリックコメント・住民アンケート・説明会の意見集約に寄せられた 「区割り」に関する住民の意見への日本共産党の見解

日本共産党熊本地区委員会

委員長 重松 孝文

日本共産党熊本市議団 益田 牧子

上野 美恵子

那須 円



■ 住民アンケートの結果について

- 1、全体の集計だけで、「5 区案賛成・6割、6 区案賛成・3割」とするのは、正確な民意の反映ではない。5 区案では、熊本市内から植木町役場に行くことになる人の7割が5 区案に反対、同じく熊本市内から富合町役場に行くことになる人の半数が5 区案に反対です。
 - ① 地元紙には、アンケート結果の公表を受け、早々に「5 区案支持・6 2%」という大きな見出しをつけた記事が掲載されましたが、全体的な数の集計による 賛否だけでは、住民の意向を正確にアンケートから読み取ることはできません。 植木町役場を区役所として利用することになる旧熊本市の北部・清水・高平台・城北・麻生田・楡木・楠・武蔵・弓削・龍田の各校区住民の7割は、5 区案に反対しています。同じように、日吉・日吉東・城南 (熊木市内)・力合・川尻と飽田・ 天明地域の住民の半数も5 区案に反対しています。要するに、区割り案の審議 は、地域ごとに住民の意見が大きく違うために、全体的な数の集計だけでは、 住民の意向を汲み取ることはできません。繰り返し指摘してきたように、地域 の成り立ち、公共交通の利便性、住民の生活圏などをきちんと考慮したうえで の、アンケートの分析が必要です。
 - ② 5 区案でも、6 区案でも、交通の利便性や、市内中心部と逆方向に向かって区 役所に行かなければならない地域の住民には5 区案に反対の意見が多くなって います。5 区案で植木町役場が区役所となる地域の住民で、特に楠・武蔵・清水・ 龍田など、旧熊本市の多くの地域は、植木町役場まで直通の公共交通機関がな

- いため、一旦市役所周辺まで出てこないと、植木町役場行きのバスにも乗ることができません。これでは、高齢者や障害者、経済的困難を抱えた方など、弱い立場にある方々の区役所利用に大きな不便が生じます。住民アンケートにおいても、交通の利便性の悪い区割り・区役所には多くの住民が反対であるということです。
- ③ 住民説明会では「中心市街地活性化といいながら、市民を辺ぴなところに行かせようとしている」という意見まで出されていたように、5 区案・6 区案には、住民の生活圏を重視しようという視点がありません。今回のアンケートでも、区割りをしたときに、旧熊本市内の住民を、生活圏が別の植木町役場や富合支所を区役所として利用させようとすることに、住民の反対意思が表明されています。
- 2、5区案に誘導するような説明がされているために、よほど交通の利便が悪くなったり、区役所が中心部と逆方向になる人を除けば、5区案賛成と回答している。
 - ① そもそも、5 区案・6 区案を提案するに当たって、6 区案になった場合には、「施設整備等も含め、財政負担が大きくなる」「市民センター・総合支所における取扱業務が後退するような説明がなされている」ことを説明資料に掲載するなど、5 区案に誘導するような説明がなされている。よって、交通の利便など、よほどの理由がない限り、多くの市民は熊本市の財政状況を心配したり、6 区になって市民センター・総合支所の機能が低下するよりも区役所は少々遠くなっても、市民センター等の機能が低下しては困ると、5 区案を選択している。記入された意見でも、5 区案賛成の理由は、「財政負担の増加」「市民センター機能の低下」と言うのが特徴的です。
 - ② 6 区案より 5 区案を支持する市民の多数が、「財政負担が少ないこと」および「市 民センター・総合支所機能が維持されること」を挙げていることからしても、 5 区案よりもさらに財政負担が少なく、市民センター・総合支所の機能がより 強化される案が示されれば、そちらに賛成する市民が多数を占めるであろうこ とは想像に難くない。
 - ③ 行政区画等審議会で決定された区割りと区役所の位置の基準で、「人口規模は、 10万人から15万人がひとつの目安と考えられる」となっていることも、住民 の視点で区割りを考えるネックになっている。もともと、人口規模10万~15 万人という目安には根拠がなく、審議会委員も「未証明の仮説」という程度の

ものです。ところが、それにとらわれ、「人口の差の少ない区分け」がよいと考えている人も見受けられる。しかし、区割りは本来、住民の生活を出発点にすべきであり、生活圏こそ重視されるべきです。あまりに小さな区を設置すれば、行政の効率性には逆行する面があるが、人口の平均性よりも、地域の成り立ちや生活圏に応じて、柔軟に考えるべきです。全国の政令市の半数以上は人口10万人から20万人程度と、幅のあるものになっているのもそういう理由からです。

3、5区案・6区案への意見を求めるアンケートになっているため、多くの人がいずれかを選択している。住民説明会で多数の意見が出されたように、「3区案・4区案」も示し、アンケートをとれば、結果は違っていたと思われます。

■パブリックコメントの結果について

- 1、 富合・植木・城南の合併した(する)町からの意見をのぞき、熊本市内から寄せられているパブリックコメントを見ると、総数385件のうち、5区案も6区案も支持しない意見が276件(71.6%)です。旧熊本市内の住民の7割以上が5区案・6区案以外の区割りを求めています。パブリックコメントには、合併する富合町・城南町・植木町の住民からの意見が、寄せられたパブリックコメント総数898件のうち513件と、6割近くにのぼり、それぞれの旧役場を区役所とする案に賛成の意見が寄せられているが、67万旧熊本市民の圧倒的な意見は、5区案・6区案いずれも反対です。
- 2、5 区案・6 区案以外の区割りを求めている旧熊本市民のほとんどが、分け方は様々であるものの、3 区案・4 区案の検討を求めており、行政区画等審議会としては5 区・6 区案を提案しているものの、3 区案・4 区案の検討を抜きにして、多数決によって5 区案・6 区案の賛否を問うような決定はすべきでない。

■ 住民説明会での意見について

1、今回開かれた9日間・19回の説明会では、まだ住民の理解・納得は得られていません。行政区画等審議会が提示している「区割り・区役所位置」の基準についての納得できる根拠をはじめ、財政面に対する不安、市民センター・総合支所機能について、区バスの具体的検討内容(路線や運行頻度・料金など)、居住地の区役所でしかできない業務についての詳細など、多くの疑問が出されました。

住民の理解をすすめるためにも、引き続き校区単位・昼間開催も含めた説明会を開催していく。

- 2、 1 に述べた、住民説明会で出された種々の疑問に対し、納得のいく充分な説明 はなされていません。これらの疑問に対し、具体的な形で根拠のある回答を行 ない、住民への説明責任を果たしていくこと。
- 3、地域ごとにそれぞれ意見は異なるが、5区案・6区案以外の3区・4区案の検討を求める意見が数多く出されているので、これに行政区画等審議会として真摯に応えるべきである。審議会として、3区案・4区案も検討して、住民の意見を聞くべきであると考えます。

■今後、熊本市や行政区画等審議会が責任を持って取り組むこと

- 1、この間取り組まれた、地域説明会での意見取りまとめ・パブリックコメントの 結果・市民アンケート結果を住民に示し、引き続き校区単位・昼間開催も含めた 説明会を開催していくこと
- 2、 住民説明会をはじめ、アンケート・パブリックコメントを含め、現在出されている住民からの疑問に丁寧に答えていく
 - *行政区画等審議会が提示している「区割り・区役所位置」の基準についての 納得できる根拠をはじめ、財政面に対する不安、市民センター・総合支所機 能について、区バスの具体的検討内容(路線や運行頻度・料金など)、居住 地の区役所でしかできない業務についての詳細など
- 3、 行政区画等審議会が、区割りの基本的な考え方のひとつとしている「植木町役場を区役所とする合併協議会の承認事項」や、「区の人口規模は、10万人から15万人程度がひとつの目安」にするという基準が、区割りを歪めているので、基本的考え方・基準についても、住民の意向が反映されたものにし、住民本位の区割りとなるような審議をすすめていくこと
- 4、5区・6区案だけで、拙速に区割りを決定するのでなく、市内全域から多数出されている3区案・4区案の検討を求める声に応え、行政区画等審議会として3区案・4区案も示し、住民の意見を聞きながら、全市民的論議に基づく「区割り・区役所位置の決定」をすすめる

以上

2010年3月2日 熊本市長 幸山 政史様 熊本市行政区画等審議会会長 桑原 隆広様

区割りに関する要望書

平和と民主主義・くらしを守る 熊本市民連絡会 代表 井芹 栄次

住民説明会やアンケート、パブリックコメントを踏まえ2月22日に6回目の審議会が開催されました。

その中で、住民の意見を踏まえて当初、5区案の修正意見だった委員や5区 案、6区案に賛成していた委員からも5区案、6区案だけでなく3区案、4区 案の検討も必要だとの意見が数多く出されました。

その論議を踏まえて、以下の点について要望します。

- 1. 住民の意見を踏まえて、審議会として正式に3区案、4区案の検討を行う こと。また、それぞれの委員から区割り案が提案されたら、交通の利便性、区 役所の設置費用、総合支所、市民センターのサービス機能、地域作りの一体化 などの点をひとつずつ丁寧に検討すること。
- 2. 審議会で大久保委員から提案された、3区・4区案の市民センターや総合支所のサービスの比較を提出させること。
- 3. 市民の不安が多い区バス (コミュニティーバス) について、運行計画と費用について概算予算を提出させること。
- 4.審議会としての結論を時間がないという理由で多数決で押し切らないこと。 審議会として議論を尽くして、50年先、100年先まで見通した「この案で あれば市民に自信を持って提案できる」という案まで煮詰めること。

納得いかない政令市区割り案に反対する陳情書

熊本市長 幸山政史 様 熊本市行政区画等審議会会長 桑原隆広 様

陳情の主旨と理由

- 一、私たちは、5区案、6区案とも反対します。
- 二、この地域は、中央区(熊本市役所)区域内に入ることを要求します。
- 三、3区案、4区案も作成し、市民に再提案してください。
- 四、まだ、ほとんどの住民が区割りの実態について知りません。きめ細かな 住民説明会を要求します。そして、熊本市長はじめ区画等審議会会長、 副会長が責任持って出席されることを要求します。
- 五、3月中に行政区画等審議会が、急いで区割りの結論を出すことに絶対反対 です。
- 六、本当に住民の足となりうるかわからない区バス(コミュニティーバス)を宣伝する市の対応は、信用できません。区割り案全体の信用をなくします。住民に対して、真摯で誠実な対応をすべきです。

私たちの住む、清水、楠、龍田、楡木、武蔵など北部地域住民にとって、植木町はそ うとう離れており、交通アクセスの面においても、とても条件の悪いところです。特に、足 の便を持たない、高齢者や交通弱者にとって、とても大変なところです。また、政令市に なることにより、かえって住民が不利益を被る結果になることは、とうてい納得ができませ ん。

結論を急ぎ決めることは、誰のためですか。時間をかけて、住民が納得する審議をす すめていただきますようお願いいたします。

私たちは、清水、楠、龍田、楡木、武蔵の地域をこえて、住民ひとりひとりの声を陳情 書にしたためて参りました。

市議会議長宛の写しも含めて、団体 3 通、個人 / 00 通、計 / 03 通を添えて、お願い申し上げます。

2010年3月9日

「政令市区割りを考える会・武蔵」

代表 山部洋史 熊本市武蔵ヶ丘 2-11-3

